

◆ 研究ノート

ヴェブレンの『平和の性質と永続的条件論』 (1917 年) を読み解く

中京大学経営学部名誉教授 寺岡 寛

Reading and Interpreting Veblen's “An Inquiry into The Nature of Peace and The Terms of Its Perpetuation”

Teraoka, Hiroshi (Professor Emeritus, Chukyo University)

キーワード

カント, 平和論, 平和と戦争, 永続的平和, 愛国心 (愛国主義), スポーツマンシップ, プロイセン帝国, 英語圏諸国, 中国, 日本, 帝政国家

1. はじめに

ヴェブレンは第一次大戦の勃発初期に、『帝政ドイツと産業革命』を発表した。そのなかで、アメリカの参戦には直接言及しなかったものの、その後、アメリカの関与が不可避とみていた。ウィルソン政権の二期目の1916年に、ここで紹介する「平和の性質」論の執筆にとりかかっている。以下では、ヴェブレンの「平和論」を紹介しておく。現在の米中対立やウクライナ戦争を中心とした米ロ対立の構図など国際情勢をとらえるうえで、ヴェブレンの平和論＝戦争論の視点はいまでも有効であることに驚かされる。ヴェブレンが単なる経済学者あるいは社会学者ではなかったことが改めて理解されよう。

2. 問題の提起

本書序文の冒頭で、ヴェブレンは「カントが『永遠の平和へ』というエッセイを書いてから、

いまでは122年ほど経過し、それ以来いろいろなことが起きている。しかし、カントが疑わしい希望を抱きながら待ち望んだ平和は、その中にはなかった。しかし、多くの出来事が起こった。平和は、偉大な批判的哲学者であり、かつ同様に人間事象の批判的観察者のカントが、興味深く見守ったであろう事である。カントには、永続的な平和の追求は有望な事業というより、本質的な人間の義務¹⁾であった。

ヴェブレンにとって、こうしたカントを取り上げる意味は、「無私な探究の目標と指針は、カントの時代と変わらず、むしろカントが大部分を形作ったもの、すなわち物事のありのままの体系的認識である。また体系的認識の方法と手段に関しては、人間の実在が問題となる限り、カントの示した光を無視することはできない²⁾」という点にあり、永続的平和の追求は「現在においても、依然、最重要かつ本質的な人間の義務であるとはいえ、その最終的な達成が近いかどうかには確信がない。しかし、その追求と目標達成のために満たすべき条件に関する問

いは、現在では、異なる様相を呈する。そして、ここで試みられる考察が関わるのは、まさにこの問いである「広範な平和が希望を持って確立され、維持されるための条件とは何であるのか」と本書の狙いを示したうえで、ヴェブレンにとっては、これらの問いへの答えは、望ましい完結に向け忠実に為すべきことを論じるのではなく、むしろ経験の分析によって示されるこの種の状況下の国家の制御する人間行動の既知の要因の観点から求められているとみたのである。

3. 戦争と平和

第一章「序論—国家と戦争・平和との関係について」では、ヴェブレンは、戦争について「自然の秩序 (order of nature)」のようにとらえることの是非を問う。他方で、平和擁護者 (peace advocates) の主張には反論の余地がないものも、「説得力に欠けるものはない」³⁾ としたうえで、「『戦争は平和よりも血なまぐさい』。この点は議論の余地なく、偏見もなく、間違いなく認められるだろう。これまで、永続的平和の基盤を求めてきた平和主義者の探求は、具体的な成果を何ももたらさなかった—もっとも、補助金で受けている平和主義者は、補助金を受け取っていたという条件つきではあるが—」⁴⁾ と述べる。ヴェブレンは、自身の平和を問うことについて、つぎのように指摘する。

「このような問いかけは、それが引き起こす論争以上に無益でも無意味でもない。平和の本質的利点と、好戦的な企ての利点とは、ここでは問題にすべきではない。この問題は先入観の領域に属するため、ここでの問いかけにおいては検討対象としてのみ意義を持ち、主要な検討対象は平和支持の先入観の性質・原因・結果、ならびに戦争支持の先入観を生む状況にある。……概して、現代の平和破壊は公的行為であり、政府機関、すなわち国家の主導によってのみ実行可能なことである。国家当局は、もちろん、好戦的な大衆感情の圧力によりそのような措置を講じざるを

得なくなる場合もある。たとえば、マッキンリー政権下のアメリカのスペイン攻撃がこれに該当すると思われる。しかし、この事件の秘められた経緯が明らかになるほど、政権が屈服した大衆の戦争感情を、その屈服と行動を意図して、かなり熱心に『動員』していたことが明らかになってきている。ボーア戦争の場合も同様に、この動きは民衆の戦争熱の高まりを背景に起こり、これもまた、厳しい監視と指導なしには頂点に達することはなかった。したがって、現在の欧州戦争でも、たとえば、ドイツの場合、主導権を握った国家は明らかに国民の感情の全面的な支持を得ており、この切迫した国民の願望に応じて戦争を誘発したといえる。ここでもまた、大衆がそのような事態に備えて精神的に常に準備状態に置かれていたことは周知の事実である。英国に関しては、同様の傾向はそれほど顕著ではなく、おそらく他の同盟国についても同様である。」⁵⁾

戦争は国民の感情的動員なくして、国家の軍事行動は容易ではないし、また正当化されることが強調される。ヴェブレンは、過去 100 年間の主要な戦争すべてに共通する事実を振り返って、「現代の『公的』戦争と呼ぶべきもの—しばしば、行政手続きの一環で、列強が不幸な野蛮人に対して片隅で行ってき『私的』戦争とは対照的……近代戦争に示される事実の推移からも明らかなように、いかなる平和の破綻も政府または国家の主導と裁量によってのみ生じる一方で、そのような戦争的企てを推進するためには、つねに、いかなる戦争的行動をも支持する大衆感情を育み、最終的には動員することが必要不可欠である。好戦気運の適度な煽動は、最終的に平和を破るために適切な装備の調達と維持に不可欠であり、また、いったん平和を破れば、そのような企てを熱心に遂行することを確実にするために不可欠なのである。したがって、戦争計画の支援に有効に動員される好戦的愛国心は、いかなる国民も近代国家の協調に参加するための前提条件となっている。この国家協調は列強の協調であり、どの国

も協調では列強としてののみ役割を果たすが、ここでの『列強』とは、最終的には戦争力を意味する⁶⁾と指摘する。こうした状況の下で、十分な愛国心をもたず、集団的な能力の連帯を欠いている中国（人）の現状について歴史的に振り返り、ヴェブレンは「中国はこれまで、戦争目的で有用な民族とは見なされてこなかった。ただし、その国土資源が、自らの目的のために動いた外国勢力に接収され、軍事目的に転用された場合は別であった。まさにそうした外国王朝が幾度となくこの国を掌握し、その非戦闘的要素を利用して支配を確立してきた」⁷⁾と述べる。日本の満州進出がここでは意識されているのである。

他方で、産業技術の発展と戦争への応用は、中国人へどのような影響をもたらしたのか。ヴェブレンは、「現代の戦争は産業技術をこれほど大規模かつ直接的に利用する。戦争遂行の成功は膨大かつ絶え間ない民間サービスと加工品の供給に大きく依存するため、中国人のように非攻撃的で勤勉な民族は、中国人労働力を支配下に置けるいかなる好戦的勢力によっても、今や間違いなく有効に活用されるであろう。この種の無害で愛国心に欠ける民衆の使用権は、戦争事業と帝國的支配に向けた産業効率を高めるためには、外国政府組織の手に渡らざるを得ないのだ」⁸⁾と指摘する。そうした諸国においては、その戦争政策を支持する「支配層への忠誠心 (impeccable loyalty)」をもつ国民と「好戦的気質 (suitably bellicose temper)」をもつ柔軟な民衆の存在が不可欠で、ヴェブレンは日本とドイツを事例に挙げている。とはいえ、他の諸国についても好戦的な国民を生み出す面で不可欠であるのは愛国心であり、政治家によって愛国心が動員されやすいのである。ヴェブレンは「うまくやれば、普通の愛国心は、そこそこ巧みで一途な主張の集団によって、いとも簡単に戦争的な冒険へと動員されうる。その事例は豊富にある。キリスト教世界の諸国民は皆、かなり鋭敏な国民意識を備えており、伝統と現行の慣行により、キリスト教世界の全ての国家政府は、少なくとも防衛の意味において好戦的

な体制である。国際的陰謀の防衛的と攻撃的であるかの区別は、技術的な問題に過ぎず、大きな困難をもたらすものではない。これらの国家のいずれも、通常の出来事の経過において一貫して平和を維持すると期待できるほど、根っからの平和主義的気質を備えているわけではないのだ」⁹⁾とキリスト教国の好戦性に言及する。

こうしてみると、平和とは「国家の裁量に委ねられた」¹⁰⁾状況＝休戦状態のことにほかならず、国益をめぐる状況が変われば容易に戦争へと進展することが示唆されている。政府が国家意識を煽り、国民が国家主義的になるほど戦争の可能性は高まる。ヴェブレンは、現状について、「いかなる政府の支援の下でも、現代世界が知る政府のあり方において、平和維持は『穏やかに語り、大きなこん棒を携えよ』の教訓の下で最も効果的に達成される。しかし、平和の根拠は、この格言が示す以上に危うい。なぜなら現実には『大きなこん棒』こそが穏やかな言葉の障害となるからである。明らかに、近年の歴史を踏まえると、平和の維持には、政府の管理とは無関係に、国家の善意による仲介ではなく、むしろ国家そのものに反して実現されねばならない。国家、あるいは政府は、せいぜい平和の成立手段であって、それを永続させるための手段ではない」¹¹⁾と指摘する。中世から近世へと移るなかで、戦争と平和をめぐる国家観はどのように変わったのだろうか。ヴェブレンは、「国家の近代性の度合いは、(慣例的にいえば)おおむね、中世様式からどの程度離脱したかで測られる。不可避的な譲歩が、政府組織、すなわち『国家』の自律性と無責任性を維持する目的で巧妙に行われ、かつ国民感情の状況がこうした維持を支持するように導かれた場合、たとえば、オーストリア、スペイン、プロイセンの事例のように、そこでは近代的な成果は王政国家と呼ぶべきものとなったのである。一方、国民感情の流れが忠誠心の自己犠牲という古来の基盤から著しく逸脱し、フランスや英語圏の国民のように革命的革新を強いた地域では、現代的な帰結として(表面的に)民主的な無階級市民 (ungraded citizens) の共同体

(commonwealth) が成立した」¹²⁾ とみた。ヴェブレンは、プロイセンと英国（英語圏諸国）での国民（≒臣民）意識の違いを踏まえて、共通点はどちらの国民も憲法での義務（国民的義務）を負い、他方で政府は国民の憲法の範囲で統制・指導する権利を有し、また、国家は「共通防衛権（common defense）をもつとしたうえで、「これらの権利と権限は、旧来の世襲国家の特徴なのである。現代のそこから派生した国家のなかでもより良く保存されており、依然として政府体制側に保持されている。そして、これらの裁量権は政府機関に本質的に内在し、また、揺るぎない大衆の偏見もあり、それらいまなお当然で自明の必要性和考えられているため、それらは、古い秩序との革命的な決別を起源とする民主的政府の属性の中でも、常に保持され続けてきた」¹³⁾ と振り返る。

ヴェブレンは、こうした諸国とアイスランド共和国とは、その社会の構成原理や政治原理が異なることで戦争に対する考え方も異なることに言及したうえで、「疑いなく、アイスランド共和国のような、強制力や共同防衛の規定もなく、国民間に従属意識や集団責任感もない連邦を樹立することは、現在の政治と国際貿易の状況下ではまったく不可能なことは、自明の真理として確実に受け入れられるだろう。そのような共和国は、国際的な嫉妬や野心はさておき、所有権という神聖な権利が現在に近い形で維持されるならば、現代の産業・商業の条件によって課される規模とベースでは機能しえないだろう」¹⁴⁾ とみていた。しかしながら、「歴史上、自由主義的・合理主義的・人道主義的あるいは個人主義的離脱として知られるこの流れについて、ヴェブレンはその実現に対しては懐疑的に「その理想は、定式化されると自然権の体系として語られる。そして国家体制としての目標は、批判者たちによって警察国家、あるいは夜警国家としてよく特徴づけられてきた。この方向での進展、あるいはむしろ国家理念への敵意の浸透は、明らかに平和と友好の方向への転換として記録されるべきである。しかし同時に、この感情の流れによって始まった立場の変化は、決

して完結に至らず、効果的な運用体制のような形で実現したことも一度もないことは明白である」¹⁵⁾ と指摘する。

ヴェブレンは、当時のレッセフェール傾向の変化の下での動きについて、「時を同じくして、国家政策におけるこの愛すべき自由放任主義の衰退は、19世紀における交通・通信技術の大躍進期と重なる。より広い視点から見れば、むしろこう言うべきだろう。すなわち、18世紀から19世紀にかけて、国家の野心と敵意の奔流は、自然の自由へのこの感傷的な嗜好の普及によってある程度の衰退を経験したが、この勇ましい志向の衰退は、技術的状況の改善によって阻止され、是正されたのである。これにより広大な地域に対するより緊密で強制的な支配が可能となり、同時に大規模な軍事力の集結が遠隔地へより効果的に打撃を加えることを可能にした。近代史での自由放任主義の興亡の出来事は、おそらく、新しいより人間的な国家間交流の理想の成長よりは、むしろ、無視されたことによる国家主義の一時的な弱体化として捉えるのが最も適切であろう。そのような評価は、活力ある国民生活と人間関係でのスポーツマンシップに富んだ争いの仲裁を主張する者たちによってなされるであろう。そして19世紀後半に続いた、より好戦的な志向の近年の高まりと、統制と強力な兵器開発へのより着実に熱心な関心は、自由主義の停滞期にやや後退していた古い目的や理想の復活と見なされるだろう」¹⁶⁾ ととらえるのである。

自由主義にかかわる「自然の自由」について、ヴェブレンは、「この自然の自由への偏愛は、歴史上、他のいかなる民族よりも深く広く英語圏の人々と結びついてきた。とはいえ、この愛すべき自惚れが、この民族集団の特異な人種的特性であるわけでもなく、その興亡史が、この特徴で示される言語的境界線内に完全に収まるわけでもない。フランス人とオランダ人もその一翼を担い、かつてはイタリアの思潮と思索が、同じような温和な信仰と志向の流れに推進力を与えた。しかし、歴史的偶然で、この偏向が歴史を形作り、西洋文明の制度的枠組みに

刻印を残した時期に、その重心を成し普及の中心となったのは英語圏の共同体であった。……18世紀から19世紀にかけては、それ以前の状況と比べて平和的な交流は確かに比較的容易で活発かつ広範囲に及んでいた。しかし、いかなる大国にとっても実質的に脅威となり得る規模の戦争の交流は、英語圏諸国に関してはほぼ考えられないことだった。かなる大国にとっても実質的な脅威となるような規模の戦争的な交流は、ほとんど考えられませんでした¹⁷⁾と歴史を振り返る。これに加えて、大規模な対外軍事行動を可能にするような武器や輸送・通信手段の技術的発展も限られていた。蒸気機関などその後の技術発展は、兵員輸送などの状況を大きく変えることになった。つまり、「侵略への恐怖は、やがて国際的な善意に取って代わる形で確実に台頭し、公共政策の主要な動機となった。それは、工業技術の進歩が侵略者の側に優位性の天秤を傾け続ける限りにおいて、驚くべき速さと規模で進行したのである。これらすべてが、利害関係や気質から帝国主義的企てに傾倒した政治家の権力を大いに強めるのに役立った。この時代以降、あらゆる軍備は慣例的に防衛的とみなされ、すべての政治家は共通防衛を最優先課題と公言してきた。公言されたように、あらゆる軍備は平和の維持を目的として設計され、平和志向の影が今もなおそこにかすかに残っている。……疑いなく、プロイセンの軍備はキリスト教諸国の中で主導権を握り、その歩調を強いてきたことに疑いはない。しかし、プロイセンの政策もまた、共通の防衛に必要不可欠な備えと国際平和への絶え間ない配慮という、同じ体裁の良い言い訳で丹念に覆い隠されてきた。そこに『防衛の攻撃』という狡猾な後付けの考えが付け加えられたのである¹⁸⁾。そうしたなかで、各国の軍備拡張＝平和を破るための準備が何をもたらしたのか。いうまでもなく、戦争であったのである。ヴェブレンは、「ほとんど関連性のない状況が偶然に重なった結果、プロイセンと帝国は、本来は避けるべき決裂を熱心に急ぐこととなった。少なくとも、このドイツの態度によって状況にもたらされた競争的

な戦備への特別な挑発がなければ、事態が実質的に異なっていたかどうかはかなり疑わしいと言わざるを得ない¹⁹⁾と指摘する。一端、戦争が始まれば、それが侵略的戦争であったとしても、国民の愛国心によって戦争が継続される。

ヴェブレンは、「いかなる政治家であれ、自国を戦争に巻き込むことに成功すれば、その戦争がどれほど悪辣なものであろうと、少なくとも当面の間は、民衆の英雄となり、賢明で正義の政治家として称賛される。具体例を優雅に挙げる必要はおそらくないだろう。最も人気のある英雄や名高い政治家の大半がこの類に属する²⁰⁾と前置きしたうえで、国民の大多数からの道徳承認を得ることがなければ戦争の継続が困難であり、キリスト教国家であれば、「国家の物質的利益（現実のものであれ幻想のものであれ）の維持・促進」と「国家の名誉の回復」、「国民文化の永続への願望」が担保される必要がある²¹⁾。特に最後の「国民文化の永続性（perpetuation of the national culture）」は「偶発的な残虐行為の隠れ蓑」となりやすい²²⁾。また、国家の物質的利益について、ヴェブレンは「近代国家が武力行使に訴える習慣のある物質的利益は、概して、空想的な性質のものであり、社会全体にとっては実質的な価値を持たず、想像上の純益に過ぎない。たとえば、貿易や領土の拡大などがこれに当たる。これらは国家の支配者たちの好戦的あるいは王政的な野望を満たしうる。また、官僚の利益、特に支配権力の手助けによって些細な利益を得る立場にある特定の企業や実業家の利益を促進するかもしれない。しかし、一般民衆には、それは政府支出の増加と生活費の上昇の可能性以上に意味を持つものではなかった²³⁾と指摘する。貿易との関係でいえば、自国防衛的な建前下での保護関税などは実業界—これにもいろいろな業界的利害—ヴェブレンの認識では実質上の「補助金」—と一般国民との間の利害は同一ではないことは、当時も昨今のトランプ関税の影響でもわかる。ヴェブレンは、国家の好戦性の背景について、「経済政策の優遇措置が実質的な価値を持つのは、戦争目的、つまり、好戦的な政治

家の王政的な野望のためだけである。そして、その場合でさえ、その妥当性は常に疑わしいのだ。それらは国家間の嫉妬の源であり、この国家間の嫉妬が敵対行為に発展した場合、時に軍事戦略の助けとなることもある²⁴⁾としたうえで、国家の貿易政策についてつぎのように指摘する。

「利益を得る立場にある実業家らの要請に応じ、また、民衆の支持を背景に、国家権力の保護の下で、既成の権威は海運と商業の拡大を熱心に推進する。同時に、彼らは、自国実業家向けの国際市場の便宜を拡大する取り組みに、実質的な外交的エネルギーを費やし、つねにこれらの実業家への優遇的利益を視野に入れつつ、一般市民の感情的な支持を得て、その代償でそれを実現しようとするのだ。これらの商業的利益や国外の自国民の財産の保護のために、国家は海軍、陸軍、領事館、外交施設を共同負担で維持する。海外でのこれらの商業的利益と投資利益の総額は、いかなる場合でも、それらを促進・保護するために設置された政府機構の費用に決して匹敵するものではない。こうした利益は、わずかなものであれ、これらの事業に携わる投資家や実業家のもとに帰属する。一方、この冒険に伴う費用は、その利益を全く享受しない一般民衆がほぼ全額を負担する。保護関税や優遇航海法の事例に見られるように、一般民衆が負う費用は、その負担によって利益を得る実業家たちの得る利益とは全く釣り合わないことが多い。一般市民は、裕福な隣人の利益のためにこの負担を負うことを誇りと喜びとしており、何らかの隠れた形で自らも利益を得ているという特異な確信をもってそうしている。これはすべて信じがたいことだが、日常の事実である。」²⁵⁾

特定事業者の利益が一般民衆の負担によって担保され、戦争が拡大することで、それが国家の名誉(national honor)にかかわる問題となり、問題の中心は物質的利益から道徳的感情へと移ることになるのである。ヴェブレンは、このやっかいな「名誉」なるものについて、「確

かに、国家の名誉に関わる問題が生じるのが金銭的な不一致である場合、国家の名誉を金銭的な清算なしには満たすことはできない。だが、そのような局面においても、損なわれた国家の名誉が会計帳簿の金額をはるかに超え、計り知れないほど大きいことは、良識ある者なら誰もが理解する道理である。それは非常に価値ある資産、あるいは少なくとも価値ある所有物であるが、その性質は物理的ではなく形而上学的であり、物質的あるいはその他の有用な目的を果たすことは知られておらず、その侵害によって生じる実用的な結果をもたらすこと以外には何の役にも立たない。国家の名誉は様々な形で問われるものであり、したがって、国家の実業家に対する身体や財産への侵害とは別に、かなりの不満を生む可能性がある。たとえば、外交上の交渉を規定する慣習的な細則の怠慢や無視、あるいは国旗や国家公務員(特に儀礼的な役割のみを担う者)、その公務員が着用する服装への不敬や侮辱的な発言、あるいは定められた機会に国家の名誉を顕彰するための儀式を遵守しないことなどによっても、それは生じうるのである。……そしてそのような場合、一般民衆は助言なしでは、いかなる敵対行為が国家の名誉に対する冒瀆的な侵害を体現していることを見抜けないのが普通である。いかなる局面においても、法律の専門家が介入し、その違反の性質を解明し証明するまでは、戦争的な報復を正当化するのに必要な道徳的憤慨の高みには、一般民衆はほとんど達しないだろう。しかし一旦、国家の名誉への損傷が、国家体制の下でそうした事柄を監視する役割を担う者たちにより確認され、評価され、適切に提示されると、一般民衆は、解釈の力によって自らも被害者となった不当な扱いに対して憤慨することに躊躇しなくなるのである」²⁶⁾と指摘する。ヴェブレンの鋭い観察力と洞察力がここにいかんなく示されている。

4. 愛国心の本質と用途

ヴェブレンは、冒頭で「愛国心とは、威信(名

声）を尊重する党派の連帯感として定義できるかもしれない²⁷⁾とした。ヴェブレンが重視するのは、平和と戦争を考えるうえで、愛国心という表現の根底にある概念とは何であるのかという点にある。ヴェブレンは、つぎのように述べる。

「確かに、別の視点から見たり、別の基準や関連性で評価したりすれば、これらの他の関心事、理想、願望、至福のどれかは、国家の名声よりも高貴で賢明、おそらくはより緊なものともみなされるかもしれない。しかし、愛国心の場合では、これらの人間生活に不可欠なもの—一神の栄光と人間の幸福—は、比較からいえば、補助的なものや付加的なものに過ぎない。『生命、自由、そして幸福の追求』が問題の本質を曇らせ、目前の主要な任務の邪魔をする者は、無関心な愛国者に他ならないことになるのだ。」²⁸⁾

この点に関して、経済学者としてのヴェブレンは、「生命、自由、そして幸福の追求」は「現代世界の金融市場の発展」において何を意味するのか。それは愛国心との関連において何を意味するのか、に関心をもつ。愛国心はスポーツマンシップに近似し、他者（国）との関係において形成されることを、ヴェブレンは「愛国心は明らかに競争心であり、同時に連帯感に貫かれた競争心である。それは職人技というより、スポーツマンシップの大枠に属する。さて、スポーツマンシップによるあらゆる営みでは、その主要な目的は、他の目的が何であれ、何らかの競争相手の敗北と屈辱を与えることであり、その目的は、ライバルに対して差別的な利益を得ることになる。そして愛国心という名の下での競争心は、常にではないにせよ、概して、自国の繁栄ではなく、ライバルの損害によってこの差別的な優位を求めることにある。……愛国心は論争を呼ぶ性質を持ち、その完全な表現は戦争的な企て以外に見出せないのだ。その最高かつ最終的な訴えは、相手側の死、損害、不快感、そして破壊に向けられる」²⁹⁾と指摘する。ヴェブレンが危惧したのは、愛国心は人の愚かさや弱さに同調しやすい点にある。にもかかわ

らず、愛国心が存在するのか。ヴェブレンは、愛国心の矛盾的二面性に気づいたうえで、「愛国心には衝動と一致する様々な好みや考慮事項が数多く存在し、それらは愛国心の推進力と融合し強化される可能性がある。愛国的な人たちは、国家の威信に従うことで満たされると信じられている、こうした外部の合理的な目的の中に、自らの愛国的衝動への支えを求めるのが通例である。それは、文化全体の推定される増大と普及、あるいは推定される高貴な宗教的信仰の拡大と強化、あるいは、将来は陳腐化する制度、あるいは、嫌悪すべき事柄や陳腐化した制度への奉仕となることもあれば、あるいは、国家内において、あるいは公平に文明世界全体において、人びとの間の平和と物質的幸福の増進となることもある。この世界で望まれる事柄のほとんどは、かなりの数の愛国者たちが、自らの特定願望の達成で実現されると確信している。彼らが理解し合えないのは、これらの立派な目的の達成が特定の国家的な優位性に結びついていると考えられている」³⁰⁾と指摘する。ここにヴェブレンの当時の世界情勢への確かな観察眼がある。それは、現代に生きる私たちにとって、現代のトランプ大統領の「アメリカ第一主義」≡愛国心の強調の背景に見え隠れするものがなにかであることを示唆する。

また、愛国心≡愛国主義は、その国の宗教的熱情や国家的イデオロギーと深く結びついている。ヴェブレンは、「たとえば、イスラム教信徒たちの中でも、敬虔・断固たる者たちの中にあってさえ、愛国的な政治家（すなわち民衆の愛国的な熱意を利用しようと企てる政治家）は、最終的に、信仰の主張と命令に訴えることになる。同様に、王政事業に執着するプロイセンの政治家は、王政と文化、効率の名の下に策略の呪文を唱えるだろう。あるいは、最悪の場合、暴動は生命の危機と自衛の弁明でうまく隠べいするだろう。英語圏の人たちでは、愛国的栄光の道が同時に自由な制度の下での公平・正義の道であることを示すことで大きな成果が得られる。同時に、英語圏社会のように完全に商業化された社会では、貿易による物質的利益が、国

家威信の向上を目指すあらゆる事業にとって、良識ある描き出すのに大いに役立つだろう。あらゆる近代国家を活気づける愛国心の高揚に最大限に実践的に効果を発揮させ、最も効果的な方法で活用するためには、公平性の要求が関わっていることを示す必要がある。この点については、近代史上の出来事を文明諸国において概観するだけでも、国民精神の協調的かつ持続的な高揚は、社会の道徳的信念を動員せずに達成できないという事実が明らかになる」³¹⁾と指摘する。

国民精神ということでは、愛国心という国民感情が深く関与している。いうまでもなく、愛国心は中立概念ではなく、そこには政治指導層が一般民衆からの何らかの支持感情がなければ成立しない。ヴェブレンは、「国民的政策や愛国の事業が、民衆の支持を得て着手されるにあたり、外部からの冷静な視点では、正しく公平である必要はない。ただ、その遂行に不可欠な道徳的信念を持つ偏った大衆に対して、正しく公平であるように見せかけることが可能であればよい。これは全く別問題である。また、そのような愛国の事業が、その正当化の根拠として主張される道徳的理由のみ、あるいは、もっぱらそれに基づいて着手されるわけでもない。ただ、そのような見せかけの正当化や弁解の余地となる根拠を主張し、大衆の信念によって認められることが必要とされるだけなのである」³²⁾ととらえる。愛国心や愛国主義は、国民的感情という感情の問題としてとらえがちであるが、ヴェブレンはそれが民衆の「自己利益への訴え(sufficient appeal to self-interest)」³³⁾によって形成される一方で、嫉妬などの感情によって増幅される点を見逃していない。ヴェブレンは、「愛国心は明らかに特殊主義(particularism)の精神であり、対立する集団間の疎外感と敵意である。それは不公平な比較の下で生き延び、国家間の相互妨害と嫉妬として現れる。それは、通常、両国民の物質的・文化的福祉に明らかに役立つ交流や交通を妨害するまでに至り、決して稀ではなく、むしろ通常は、双方に競争上の損害をもたらす結果となる」³⁴⁾とみた。他

方で、当時はコスモポリタンの動きもあり、ヴェブレンは国境をこえる活動もさかんになりつつあったことを見逃してははい。つまり、「文明化されたキリスト教世界の特有な誇りの科学と学問は、国際的であるばかりか、むしろ均質的にコスモポリタンの(国際的)である。したがって、この点では、事実上、国家の境界は存在しない。もっとも、現在の戦争が引き起こす愛国的陶醉の時期には、学者や科学者でさえ、一時的に愛国的熱狂に圧倒されるという例外はあるが。実際、反啓蒙主義や国家間の妬みが、最善を尽くしても、現代文化がキリスト教世界全体のものであり、キリスト教世界内の個々の国家がそれぞれに持つ文化ではないという事実は、明白に真実であり続ける。……同様に、現代の産業技術の現状もまた、規模、専門性、気候や原材料など多様な資源の必要不可欠な利用という点で、同様の国際的性格を有している。たとえば、欧州のどの国も、自国の国境の外にある資源を絶えず利用せずに、現代の技術的方法によって産業を営むことはできない。この産業的観点での孤立、世界市場からの排除は、許容しがたい効率性の低下を意味し、その損失は、産業技術のこの現代的な状態をより完全に引き継いでいるほど、より顕著になるのである。周辺資源全体からの排除は、いずれか一つあるいはすべてが深刻に損なわれ、この技術の受益権が実質的に奪われる。また、禁止関税あるいは保護関税などによる部分的な排除は、各々の効率を部分的に低下させることは避けられず、結果、全体の現在の福祉を減少させるのである」³⁵⁾と指摘された。

やっかいなのは、世界が越国境≡グローバル化しているにもかかわらず、愛国心は政治家の言動や一般民衆の感情のなかに飛び跳ねることなのである—現代でもそうであるが—。ヴェブレンは、この感情は人類の本性に根ざした遺伝的なものとして、「愛国的気質は、人類の本性に根ざした不変的特性であり、古来より受け継がれてきた遺産である。それはメンデルの法則が示す人種的タイプの安定性のもと、太古の昔から変わることなく存在してきたのである。

この気質は古風であり、排除したり、また、ずっと抑圧し続けることはできず、また熟考や教育、経験、あるいは選択的繁殖によっても顕著に緩和されることはないようである³⁶⁾ととらえる。ヴェブレンは、愛国心の強い存在性について、「同時に、人口の増加、文化の発展、産業技術の進歩に伴い、愛国心はますます役に立たなくなってきた。それにもかかわらず、愛国心はかつてと変わらず遍在し、強力であり、高く評価されているように見える。現代人の中にこの古風な精神が依然として蔓延していること、またそれが普遍的に美德の頂点に位置づけられている事実は、その本質において、習慣の産物というより、生来の衝動的性向をもつ遺伝的特性であることを示す。本質的に、これは世代を超えて習得され、また忘れ去られるようなものではない。忠誠心の対象は一民族から他民族へと移り変わるかもしれないが、無批判な忠誠心という事実は広く普遍的に存在する³⁷⁾ととらえるのである。欧州諸国の歴史を振り返れば、ヴェブレンも随所で触れているように、民族的な混血（hybrid）によって人種的な要素と愛国心との関係も変化しており、彼のもっぱらの観察対象であるキリスト強国では、愛国心のあり方は個々人によって必ずしも同一ではないものの、依然として強固であることを指摘する。ヴェブレンは、「結局のところ、キリスト教世界の現在の諸民族を形成した複数の人種的系統は、全体的にほぼ同等に豊かな資質を授けられていたという結論は、概ね妥当のように思われる。愛国心は、少なくともキリスト教世界の諸民族・諸人種の間では普遍的特徴のように思われる。したがって、この愛国的感情という問題において、ある人種的系統や混血形態が他よりも優位にあるという差は、初めから存在したこともなければ、現在も存在しない。ゆえに、これらの諸民族・諸人種の間で、この点に基づく選択的生存や選択的淘汰の根拠もまた存在しないはずである。……これらの欧州が初期であれ後期であれ、その文化と技術のさまざまな条件の下で、愛国心が実際に役立つか役に立たないかについては何も論じるものではない。

ただし、いずれにしても、この特徴が、これまでの一般的な条件の下で、これら欧州人が互いに露呈するほど有害であることが証明されたわけではない³⁸⁾とまずはもって結論づけた。

ヴェブレンにとっては、愛国心（patriotic animus）とはメンデル的な遺伝子的な特性（mendelian unit character）ではなく、むしろ「心の状況（frame of mind）」であるところなのである。つまり、ヴェブレンは、「生い立ちや慣習への感傷的な愛着、すなわち『故郷』と呼ばれるもの、または強調された表現ではホームシック、また、集団での満足への偏見的な比較、さらに、常にではないにしても一般的には、自己犠牲、自己卑下、従属、または最も適切な呼び方は何であれ、慣習または慣習的権威によって与えられた規範的な理想を理屈抜きで受け入れ、奉仕させるような傾向なのである³⁹⁾とみたのである。したがって、こうした愛国心は現在の条件下（under modern conditions）では、民族精神において役立つものではないと問う。ヴェブレンは、「愛国心とは、その経済的、生物学的、文化的影響において、人間性の厄介な特性のように思われる。もっとも、これは愛国心の道徳的優越性、美的価値、あるいは価値ある人生に不可欠であることには何の関係もない。疑いもなく、これら全ての点において、愛国心はあらゆる尊敬と称賛に値するものである。確かに、その道徳的・美的価値の高さと、この点での欠点に対する非難は、本論の目的上、人びとがすべて、また一部は愛国心に感染しているため、愛国心が人びとの無条件の承認を得るといふこと以外の何ものでもない。……愛国心は人を自制できぬほど善を行うように駆り立てるが、そこから悪も生じうるの。『たとえ主が私を殺そうとも、それでも私は主に信頼する⁴⁰⁾』と述べる。最後の文章は愛国心のもつ両面性を示しているといえないだろうか。

そうしたなかで、ヴェブレンの問題意識は一貫している。つまり、そうした愛国的「感情」は産業技術の発展の下でどのような変遷を遂げるのかという点にある。これは彼の『営利企業

の理論』以来の揺るがない社会観であるといつてよい。産業技術の発展により、生産規模は拡大し、これにかかわる組織もまた大きくなり、その構成員も多数になる。こうした環境下では、大規模になった組織の維持に必要な共通の構成原理—愛国心のような—が必要になる。ヴェブレンは、この点について、「成長と生産効率向上のプロセスが進むにつれ、個人や小集団の利己的追求への公益の利益感覚を通じた隣人監視による統制は次第に緩み、次第に使われなくなることで、それはある程度の休止状態に陥るのである。そして、集団全体の共通の運命に関わる異常な緊急事態に直面したときに、あるいは集団全体の集合的利益が外部からの個々の成員への妨害によって危険に晒されていると確信したときにのみ、その監視は呼び起こされ、協調行動を促すことになるのである。……」⁴¹⁾とみる。ヴェブレンは、現状について、「産業技術の進歩に伴い、新たな性格の差別化が生じ、やがて顕著かつ効果的に進展し、愛国的競争の目的で共同体を分断する境界線に関係なく、新たな枠組みによる再編がもたらされる。ここで主に典型的に問題となる点では、この再編成は、富と貧困、そして主人と召使、権威と服従という、2つの異なるものの、多少とも関連のある対比原理に基づいて行われる。こうして民衆の物質的利益は、一方では所有し命令する者からなる集団と、他方では働いて従う者からなる集団との間に分断されることになる。そして、彼らの特定の物質的あるいは自己中心的な利益が愛国的な虚栄心によって強化されるとき、そしてその範囲においてのみ、どんな共同事業からも見込まれる利益において、それに見合った以上の分け前が保証されることなくして、彼らは愛国的事業推進のために自らを捧げることを期待できる。そして、政治共同体が共同事業であり続けるのは、その愛国的側面においてのみである。つまり、より一般的表現では、財産権や特権・特権の権利といった規範的主張の発展を通じて、他の共同体利益は衰退し、集団の威信が実質的に唯一の共同体利益として残り、集団の感情を連帯の絆で結びつけることができるよ

うになった」⁴²⁾ととらえたのである。ヴェブレンは、愛国心について、キリスト教国での戦争と平和との歴史的な関係から、やや皮肉を込めて、つぎのように論じる。

「キリスト教諸国においては、概して、依然、戦いの勇猛さから湧き出る古くからある真正な国家の名声という系譜に対して、明らかな偏愛が存在する。戦いに長けたこの名声が、国家の偉大さについて語る際に文明諸国がまず思い浮かべるものである。そしてこの戦いの理想を最もよく保ってきた者たちの間では、愛国的野心は君主の威信に収束する傾向があり、それゆえ主君への個人的忠誠という具体的な形をとり、従属的な思考習慣と結びつき融合する。しかし平和にも戦争に劣らぬほどの栄光ある勝利があるといわれる。愛国心に満ちた平和を愛する人々は、貧しい境遇の中で最善を尽くす術を学び、こうした平和的な秩序の勝利の中に自己満足を見出してきた。したがって、あらゆる国民は自らの固有の文化、すなわち、自らの日常生活を規律づける思考と行動の習慣の体系を、隣国の同種の習慣よりも何らかの点で優れていると自負して見ていると広く断言できるだろう。ドイツ文化の事例は、近年になって、大きく注目されるようになった。しかし、自国の生活様式が完全に称賛に値し、存続するに値する唯一の文明形態であると公に信条を表明するほど純真な国民は他にいないかもしれない。とはいえ、それでも、他の国民もまた、心の中では独自の価値に対する同様の意識に恵まれていると主張するのは、ほとんど誇張ではないだろう。この種の意識的な美德は、愛国的なインフレの十分かつ良い根拠となる。」⁴³⁾

しかし、愛国心は一般民衆にとって得るものはあるのだろうか。ヴェブレンは、「国家文化とその威信の積極的な高揚に自らを捧げる一般民衆には、君主や母国語、同胞の芸術や科学、食文化、あるいは神への名声の高まりから、物質的な利益を得ることは何もない」⁴⁴⁾と指摘する。他方で、かつての愛国心を形成した君主の威厳などに代わる状況が現れたことについて、

ヴェブレンは、「同様に、人間は自国の面積、人口数、都市の規模、天然資源の豊富さ、総資産額と一人当たり資産額、商船隊、対外貿易といった物理的規模の事柄において、不公平な差別を感じる。こうした物理的規模や金銭的取引の現象は、君主の威厳や言語の完璧さといった無形の資産と比べても、良くも悪くもないことだ。一般民衆が関心を寄せる事柄の中には、居住地の偶然によってのみ関わるものがあり、民衆がそれらと結びつく唯一の接点は、その威厳に対する想像上の共同利益に過ぎない。彼らはこうした事柄に実質的な貢献をほとんどしておらず、そこから得られるのは愛国心による誇大感以外の何物でもない」⁴⁵⁾と述べる。

愛国心は自然的感情である以上に、時の国々政府のあり方とも関係する。ヴェブレンは、「広範な愛国的忠誠心という基盤なしに、また野心的な政府体制の指導なしに、重大な国際侵略（international aggression）は起こり得ない。したがって、共同防衛は、裁量的権威の下で発揮される、人類を動かす愛国心の働きから生じる弊害への救済策としてとらえられるべきであり、この愛国精神の有用性と無益性、そして既成権力によるその利用の利害を天秤にかければ、それはせいぜい、広範な愛国心に基づく国家政府の存在によって引き起こされる混乱の一部を緩和するに過ぎないため、相殺されなければならないのである」と前置きしたうえで、戦争を呼び込む危険性について「この共同防衛は、近代国家事業に関するいかなる説明においても、決して空虚な項目ではない。それは王政国家の政治家や野心的な軍閥が口にする常套的な言い分であり、また最終的敵対行為へつながる出来事を起こす際に用いられるいつもの隠れ蓑なのである。共同防衛の準備もまた、必ずや敵対行為へと発展するように思える。政治家や軍人は多かれ少なかれ誠意をもって共同防衛の大義を唱え、一般民衆は愛国心に駆られて、その名のもとに企てられた事業へと自らを駆り立てる。防衛のための装備が巨大化し、威圧的になるにつれて、愛国心に偏った国家が防衛対象として要求する項目の範囲は制御不能に拡大

し、対立する国家間の防衛要求が重なり合うことで、防衛と侵略の区別は、対立する愛国者たちの偏った妄想を除いて消滅するのである」⁴⁶⁾と説く。

ヴェブレンは欧州戦争の現状と米国参戦を見据えたうえで、「冷静な観察者であれば、交戦中の欧州の文明国すべてが、それぞれが自国防衛戦争を戦っていると確信しているという事実を思い起こすだけで、この見解を決定的に裏付けるに十分であろう……良識ある全ての市民の志向『名誉ある平和』であると推定される」⁴⁷⁾にもかかわらず、そこには「国家の威信（national prestige）」が大きくかかわることになるととらえた。つぎの指摘は愛国心と国家威信との関係をつく鋭い指摘である。すなわち、「国家威信を擁護し推進する過程で、王政的あるいは専制的な権力集中は、特権的な側近や従属者たちと共に、自らの利益に没頭する。その地位は威信によって支えられ、地位の安定は、国家威信をその身に付与する民衆の幻想が持続的に維持されることに依存している。こうして彼と側近の名士や要人たちは、その威信の守護者としての地位を確立するのである。……国家の物質的福祉は王朝権力の発展を促す手段である。ただし、この物質的福祉が、国家を王朝政治家の手において扱いにくい道具と化すような分岐へと陥ることは決して許されない。国家の福祉は、政治的成功に寄与する範囲においてのみ目的を果たすものであり、その政治的成功とは究極的には常に軍事的成功の問題である」⁴⁸⁾。重要なのは国家が単一で経済的にも政治的にも自立できること、果たしてそのようなことが可能なのだろうか。世界的な資源獲得競争によって、各国間の紛争が現在も継続している状況において、つぎのヴェブレンの指摘は100年以上前の指摘とは決して思えないのではないだろうか。

「近代的条件の下で生活し、近代的な産業技術の成果を利用している人たちは、必然的に地球上のあらゆる地域から材料や製品を調達する。ただし、それらは自らの専門分野の外から最も有利に入手できるものであり、これ

らの遠隔地の供給源へのアクセスが許される限りにおいてである。この流通の自由へのいかなる恣意的な制限も、生活条件をそれだけ困難にし、全体的効率を低下させる。達成される効率は、ある程度の経済的孤立によってのみ得られる。そして、そのような経済的孤立政策は、ある程度の貧困化と効率の低下を伴うが、同時に、その低下した効率が許容する範囲内で、国家を戦争の事業への準備態勢に置くことにもなる。したがって、王政国家の声明がこの方針に沿って達成し得る最善策とは、ある種の孤立と抑制を体現した賢明な妥協案である。それは、必要に迫られたときに、国が十分な自給自足を保てる程度のものとしつつ、国家の効率性を、その生産力を損なうほどに低下させることなく、それによって得られるより高い戦備態勢によって相殺される範囲内に留めるものである。そのような孤立と自給自足の政策が必然的に目指す点は、戦争の事業のための最も容易かつ効果的な手段と方法を生み出す抑制の尺度であり、国家の純効率を戦場に臨む準備態勢へと乗じた際に得られる、戦争の有効性を高める最大の成果なのである。この戦術的問題の検討では、常に一定の付随的要素が入り込む。すなわち、国家の愛国心は、こうした経済政策によって多かれ少なかれ影響を受ける。国家政策に組み込まれた効果的な孤立と差別の度合いが大きければ大きいほど、国民感情に対する影響も通常は大きくなり、それは国家間の敵意や精神的自立という形で現れるのである。これは、戦争計画の目的においては非常に価値ある資産となり得る。⁴⁹⁾

経済政策、あるいは経済外交政策と言い換えてもよいが、その展開は関税政策である。ヴェブレンは、「帝国主義国家の手による抑圧と国家の自給自足という事業のために、二つの優れた行政手段が用意される。すなわち、保護関税と商業補助金である。両者はあらゆる点で常に区別できるわけではない。それぞれが複雑に絡み合った多様な細部へと展開する。しかし、関わる原理は、結局、かなり明快で一貫している。

前者は、抑圧によって貿易を制限する陰謀の性質を持ち、後者は、補助金付きの独占によって同様の効果をもたらす陰謀です。どちらも、特定の生産者個人または生産者階層の生産コストを人為的に引き上げ、特定分野での産業活動の追求を阻止する役割を果たし、またいずれもその効果が及ぶ社会全体に対して比例以上のコストを課す。付随的に、これらの抑制手段はいずれも、程度は低いものの、産業世界全体の残りの部分にも一定の困難をもたらすのである⁵⁰⁾と指摘する。保護関税の経済効果については、通常の経済学の帰結において縮小均衡の危険性を高めることはよくわかっている。にもかかわらず、トランプ政権の取り組みもまたこの例外ではない。他方で、現在のアメリカ社会では、愛国心の政治的スローガンの下でそのような政策が正当化されやすい。問題は国民感情なのである。ヴェブレンは、「この安易な轻信の根底にあるのは、知性の脆弱さよりむしろ感情の過剰さである。もっとも、その顕著な表れ、たとえば、高率保護関税などは、両者の恐るべき協働によってのみ生じ得ると考えるのが妥当であろう。愛国心は、共同の威信に対する敵意である。そして、その偏向が、いかに虚偽に満ちていようとも、国家の力や威信の増大を約束するあらゆる提案された措置に、価値があり、便宜である色合いを添えるという主張の裏付けに議論や証拠など必要としないのである。したがって、政治家が抑制と緩和された孤立政策を提唱する際、その公言された根拠が『そのような政策は国家を経済的に自立させるとともに、いかなる戦争的冒険にも備えさせることで経済的に強化する』というものであるならば、愛国的な市民は提案された措置を国家の願望というバラ色の霞を通して眺め、信じる意志に説得されて、強大な国家戦力形成に寄与するものはすべて公益にも貢献すると納得してしまうのである。……同時に、貿易を制限するこれらの国家的陰謀はすべて、多かれ少なかれ理由があって、経済関係が縮小された対抗国に多かれ少なかれ損害を与えると主張される。愛国心は敵対的な感情であるため、愛国的市民は、これ

らの他国に損害を与えるという約束に慰めを見出し、そのような敵対的な結果を期待する提案にあらゆるメリットを見つける傾向がますます強くなる。鋭敏な愛国精神に満ちた共同体においても、特定の状況や出来事、または取引が、国家の枠を超えた人類に対する不当な差別の手段として利用される事実は、たとえわずかな偏見のない検証によっても、不当な害悪以外の用途にはまったく役立たないことが判明するとしても、それが社会全体にとって大きな利益となるものとして受け入れるのに大いに役立つであろう。そして、いかなるものであれ、対抗国と比較した国家の力や優位性の増進と解釈されるものは、常に確実に共同の功績として数えられ、集团的虚栄心を満たす差別的区別として利用されるであろう。そして愛国的輕信は、他の点においてこれを称賛に値するものと見なすだろう」⁵¹⁾とみる。

このように、ヴェブレンは、保護関税に対して疑問を呈していた。保護関税の利害関係は一般民衆にとってどのようなものであるのか。ヴェブレンは「貿易の利益は一般民衆には還元されず、資本を投下した商人たちの手に渡る。そして国民全体の利益となる貿易で儲ける商人たちが同胞であるか否かは、一般民衆にとって全く無関係である。平和主義者の主張は、国家の野心が経済的に無益であるという点で通常結論づけられる。国家の野心とそのあらゆる行為は、火災・洪水・疫病を列举する祈祷文の項目に当然属することを、必要以上に控えめな表現で示すものである。しかしながら、人間の本性の傾向は、それが弊害をもたらすという論証で退けられるものではない。愛国心も同様である。それは排除すべき対象ではなく、むしろ考慮すべき要素なのである」⁵²⁾と洞察力に富んだ指摘を行っている。今の時点でも、ヴェブレンが時代を先取りしていたと感じるのは、技術や経済活動が一国の範囲を超えつつあるなかで、国民感情は別の動きをすることに気づいていたことである。ヴェブレンは、つぎのように本質を突く。

「時の経過とともに、産業技術と所有権制度の発展は、産業と事業の運営体制がもはや国

家単位で機能せず、実際には、国家の境界線を考慮しなくなったほどの方向へ進んだ。ただし、国家の政策と立法が恣意的かつ部分的に、貿易と産業の運営にこれらの境界線押し付ける範囲においては例外である。このような政治的目的のための規制は、わずかな例外を除き、現代の条件下における産業体制の効率的な運営に有害であり、したがって一般市民の物質的利益にも有害なのである。しかし、貿易商人の利益に関しては事情が異なる。貿易は競争を伴い、特定の業種に従事する商人にとっては自らの市場を拡大し競合する商人を排除することが有利である。競争は貿易の生命かもしれないが、独占は必然的にあらゆる商人の目標である。国家組織は、自国商人を他国商人の競争から完全に、あるいは部分的に保護する限り、あるいは国内外の競合相手に対して補助金や類似の特権によって彼らの事業を促進する限りにおいて、彼らに役立つのである。国家の規制によるいかなる優遇措置からも、あるいは外国籍の商人に対するいかなる差別からも、その国の商人たちに生じる利益は、私的利益として商人たちに帰属する。それは彼らの同胞の誰にも利益をもたらさない。なぜなら、商人たちのこうした利益に触れる利用権の共有は存在しないからである。……しかし、この問題が国家政策の命題として提示され、愛国心への忠誠を呼びかける言葉で飾り立てられると、一般市民は往々にして、その詭弁を疑いもなく受け入れるほどに輕信的であることがわかるだろう。その時代遅れの集団連帯意識は、自らの犠牲を払ったうえで有利に働くために貿易規制を課し、外国商人の妨げになるような障害を設けることにつながる。この巧妙な自己破壊的政策は、市民の愛国心によって大いに助けられ、自国の権力と威信の継承と、対抗民族に対する不利だと説かれる。……ゆえに、現代の人びとにおいて愛国的傾向の物質的な主な使い道は、外国貿易、あるいは外国事業に従事する限られた階層の人びとに利用されるのである。それは、自国領域内では決

して容認されないような国際貿易の制限に実効的な支持を与えることで、私利私欲に奉仕する。その際に、それは二次的かつより陰險な効果をもたらし、国家を対立軸で分断させ、和解不能な要求や野心を煽り立てる効果となる。それらは実質的な価値はなく、さらなる国際的疎遠化と最終的には平和の破綻をさせる挑発という点で、広範な影響を及ぼすのである。」⁵³⁾

この指摘は、いまも、一世紀の時間の経過を超えて、ヴェブレンの現在の私たちへの警告となっていないだろうか。

5. 平和永続条件

ヴェブレンの当時の認識でも、愛国心こそが国家間の対立の原因であった。愛国心の高揚がなければ無駄な戦争を避けることができたことが強く示唆されたのである。ヴェブレンの歴史観では、技術などの発展があったものの、愛国心は弱まることなく、問題点はつぎのようなどころにある。「平和を維持しようとするなら、それは実質的に完全な愛国者で構成される国民によって、そして国民の間において維持されねばならない。だが、これは言葉の矛盾に近い。愛国心は平和を破るには有用だが、維持するには役立たないのだ」⁵⁴⁾と、ヴェブレンは指摘した。国家も個人と同様に、虚偽心、他国への嫉妬、不信感があり、常に戦争を意識するのかもしれない。ゆえに、愛国的な人びとが武器に訴える可能性に注意を払う必要があると、ヴェブレンは考えた。平和の計算 (calculus of the chances of peace) においては、国家的利益が望み薄であったりした場合に、国家は平和を保とうとする。自国防衛においては、隣国によって集団的な戦争行為に巻き込まれないかぎり、平和は保たれる。国家によって、自ら攻撃に出て安心する国と、挑発的に戦う国がある。ヴェブレンは前者には日本とドイツ、後者にはフランスと英国を当てはめ、アメリカやロシアについてはこのような当てはめに躊躇を示した。スペインやイタリア、オーストリアにも

言及している。帝國的膨張の下では、和平協定が成立している場合でも背後では戦闘的利益が模索され、できるだけ早く兵を破ることが起こるのである。ヴェブレンはドイツと日本を取り上げ、「現在の状況のなかでもっと重要なのは、ドイツと日本の帝国主義的意図である。この両国はかなり似ているのである。このため、現時点では一つの分析で両国のケースをカバーできる。……内乱や国内的な不満の是正の可能性を除けば、両国とも戦争を望んではない。しかし、両国とも支配を志向しており、その支配は戦ってこそ得られるものであるため、実質的に両者とも戦争的企てに固執する。……王政国家の性質上、帝国の企てが最終的にうまくいく限り、いかなる代償も高すぎることはない。事実に少しでも精通している人々の間では、その程度のことは周知の事実である。……偏見なく見れば、もしそうならば、この二大国の帝国主義的企てが、平和の可能性に影響を及ぼし、いかなる和平計画の条件を左右する主要な状況であると評価されるべきである。再度、疑問が生じる。つまり、ドイツや日本の野心の範囲内で、いかにして平和を維持できるのか。二つの明らかな選択肢があるが、いずれも世界の平和をその存在によって陥れた難局から容易に脱する道は約束されていない。支配への従属、あるいは、これら両国の排除。どちらの選択も十分に抑止力のある見通しを提供するが、調停と友好的解決の中間的な解決策の計画は、実行可能とはいえ、その方針に役立つものはほとんどない」⁵⁵⁾と指摘する。

さらに、ヴェブレンはドイツと日本の皇帝(カイザー)と天皇の存在について、「皇帝(カイザー)は神の恩顧による統治権をもち、もし神に対して責任を負うならば、神に対してのみ責任を負う。このケースは日本の体制にふれると、さらに、日本の体制は良好な状態にある。天皇は最高神である天照大神の直系子孫であり、結果、神聖な支配と世俗的な支配の間に断絶の線は存在しない。この専制統治のより無条件な正当性に従い、この事例においては臣民の相応する無条件の忠誠と、王冠の役人による王政の目

的への無条件の従属も見出される。王政支配と神聖秩序の融合はドイツの場合では完全ではないが、あらゆる観察者が証言するように、ドイツの場合でもそれは十分に進行している⁵⁶⁾とみた。帝国主義国家の下では平和維持は極めて困難であることが強調された。ドイツ国民の熱狂的で突出した愛国主義とその危険性について、それは決して民族遺伝的なものではなく制度的に培われてきたことに危惧を示し、「ドイツ人は全体として非常に不安定な状況にあり、かくして、殺人を煽る最初の呼びかけに続いて、前例のない愛国的自己犠牲の熱狂が直ちに起こったのである。それはまるで国民全体が催眠術にかけられていたかのようであった。あの時代、世界が減びつつあると信じられていた初期に、あちこちで噴出した横暴な大言壮語の数々を思い起こせばよい。……しかしこれは、愛国心への呼びかけをへて同様の迅速で大規模な反応を示せない近隣諸民族とドイツ民族を特に区別する人種的特性として記録されるべきものではない。近隣諸民族は人種的にはドイツ民族と同一であるが、ほぼ同程度の好戦的な奔放さを示すことはないのである。とはいえ、それは国民性であり、考えることで身につけたり捨てたりできるものではない。定義の境界線はまさにここにある：それは民族性ではなく国民性なのである。それは生まれつきのものではないが、第二の天性である。しかし、国民性とは、言葉の単なる意味では遺伝的ではないものの、特定の国民を近隣諸国と区別する国民的制度、慣習、慣例、信念に属する遺伝的持続性と同じ外観、あるいは同じ程度を備えている。具体的には、この熱烈な忠誠心は、独裁的王政制度や特権的貴族制がドイツ民族全体に持つと同様の意味と持続性をもって、ドイツ民族全体の遺産なのである。実際、それらはこれらの制度に対する制度的補完物である⁵⁷⁾と指摘するのである。

ヴェブレンはこうしたドイツと日本においては、「国民的連帯、特に君主と王室（皇室）に対する疑いようのない忠誠は、ドイツ国民には当然であり、常識的に当たり前である。ドイツ

と結びついてきた日本国民も同様の立場にあることは言うまでもないが、むしろそれ以上に強いのである⁵⁸⁾としてその共通性を強調する。しかしながら、そうした価値観や信念の枠組みを変えることができるのか。これは第二次大戦後のアメリカ占領軍による日本の教育制度の改革を想起させる。この点について、ヴェブレンは「問題は、祖国において現在通用する常識的価値観と信念体系を置き換えるために、どれほどの時間と厳格な規律が必要とされるかである。それによって現在の過度に高揚した従属心・忠誠心・民族的敵意の原理を中和できるかどうかである。そしてこの難題の解決こそが、いわゆる『名誉ある平和』の条件の下で、ドイツ民族が当事者となるあらゆる提案された平和協定の成功の可能性を左右するものと見受けられる⁵⁹⁾と指摘する。困難であるが、ゆえに日独両国とも戦後改革のいろいろな試みが第二次大戦後に行われたのである。ヴェブレンはドイツ民族の愛国心の歴史的背景にふれ、ゲルマン民族による「祖国」占領の初期の記録の不明瞭さに加え、愛国的ドイツ人学者の歴史的探究＝「虚栄心（misguided vanity）によって付け加えられた難解さ」が王政国家に深くかかっていることを批判的に指摘する。ゲルマン民族の寓話（fables）についてつぎのように述べる。

「ドイツ史の通説的背景を形づくっている寓話の中でも最も魅力的なのは、階級も主君も存在しない自由な農業村落共同体に関する学問的伝説である。ここで、そのような村落共同体が、ゲルマン民族あるいはその支配階級が祖国の領土に到来するに至った、より遠い先史時代の経験において全く役割を果たさなかったと主張する必要はない。そのような主張は議論を逸脱させるかもしれない。しかし、今日のこうした問題の研究者にとって十分に明白なのは、自由で階級のない人々のそのような共同体が、ゲルマンの起源において何ら役割を担わなかったということである。つまり、ドイツ支配下の父祖の地における初期の経験におい、ドイツ住民の家庭経済及び市民経済の状況に関するタキトゥスの乏しく曖昧

な記述は、入手可能な考古学的・歴史的証拠が存在する以上、もはや誰をも留める必要はない。」⁶⁰⁾

この種の寓話はドイツ民族だけにかぎらず、その土地を支配してきた領主などの血なまぐさい戦いの歴史はきちんとした歴史的記述文書がないことではいかようにも作することは可能であったことは言うまでもない。ヴェブレン自身は、ドイツの歴史的推移について、「現在のドイツの状況について、長期の経験と制度的規律の過程は、概ね図式化すると、初めは征服、略奪、隸属、そして略奪者集団とその首領たちによる争いの混乱状態であったが、次第に、新たな侵入や貪欲な首長たちの新たな連合による繰り返される中断を伴いながら、実に知らぬ間に、定住化した慣習的な搾取の形態へと移行してきた。やがて、これらすべての中から封建体制が生まれ、そこでは小規模な首長への個人的忠誠と奉仕が、唯一の普遍的に認められた結束の絆となったのである」⁶¹⁾と簡潔に述べる。その後、個別領主間の戦いは絶え間なく続き、そうした戦いの下で住民の結束や王政領主への忠誠心が生まれ、領土内の集団の結束が形成されることになる。ヴェブレンは、「同じ概念がより一般的かつ唆的に表現されるように、王政支配の広がりの中で国民性という感覚が生まれたのである。この共同体利益の感覚、すなわち国民性と呼ばれるものは、こうして王政への忠誠心を強化し、それと融合して国家への高度に鍛え上げられた忠誠を生み出した。それは、国家における共同体利益への感情と、王政の長に対する規範的な従順さの両方に等しく依拠するのである。国民的連帯感と封建的忠誠・奉仕の精神が一体化し、この民衆を祖国への献身の頂点へと導いた。この道において、これ以上の高みなど存在しない。しかし、これはドイツ国民が到達した限界でもある。そして、日本人がこの段階に達したと主張することはほとんどできない。日本人は本質的には天皇の臣民であり、日本国民としての自覚は未発達な段階にあるようにみえる。ドイツ国民については、個人主君への損なわれない封建的忠誠心と、国民としての完全

な結束感の融合を達成したと言っても過言ではないだろう。王政国家に奉仕するという二重の絆のどちらの糸も、目に見えるほど緩むことなく見事に融合したのである」⁶²⁾ととらえた。

では、ドイツとの比較でフランスはどうか。ヴェブレンは、独仏の共同体（コミュニティ）概念の相違に注目し、「フランス国民が、ある意味では無償で得た利点の一つは、ローマ時代、おそらくはそれ以前の時代から途絶えることなく保持してきた、共同体（コミュニティ）という概念である。それは、共同の封建的上位者への依存関係とは別に、共同の相互利益を持つ人々の共同体という概念である。フランス国民は、状況が許すやいなや、目立たぬほど容易に一つの国民となった。そして今日、フランス人は欧州で最も古い『国民』である。したがって、フランス人は国家結束と愛国心という適切な原理（思考の習慣）をもって、はるか以前から準備を整えていた。この民衆の冒涇された国家の恥辱感において、耐容限界を超えた場合、衰弱と嫌悪の適切な組み合わせによって、王政国家からの転換を図る準備ができていたのである。ドイツ国民が近年の王政の気まぐれに対する態度で示した事例は、比較の対象となり得る。ドイツ国民は今なお、国家的恥辱と王朝の野望とを区別することができないようだ」⁶³⁾と指摘する。英語圏の国民もまたフランスと同様であり、王政国家から国民共同体（national commonwealth）的国家へと移行してきたとする。これらの国では、ジェントリー層ではなく、民衆の考え方（habits of thought of the common man）の普及が王政国家を陳腐なものとしたのである。では、以前として王政国家であるドイツの問題はどこにあるのか。ヴェブレンはつぎのように総括する。

「ドイツは依然、王政国家である。すなわち、その国家体制は実質的に、自らを任命した責任を問われない専制政治であり、適切な官僚機構を通じて国民を管理し、国民はその性格を持つ政府を熱狂的に支持する中で、自己犠牲と献身の精神に染まっている。今や、王政国家の本質は支配を求めることにあり、その

存在の全てである。そして、ドイツ国民の封建的忠誠心によって支配下に置かれた資源を無条件に享受する王政体制は、関係国の無条件降伏という条件以外では、平和を維持する可能性は全くないのだ。いかなる厳粛な誓約も、いかなる敬虔な決意も、この規模の文化的宿命の前では何の重みも持たない。」⁶⁴⁾

そうしたなかで、政治体制の違い、つまり共和国のかたちをとる国家と王政国家の間に平和が築かれるのだろうか。ヴェブレンは英国国民とドイツ国民の気質の違いから、「この対比は、望ましいほどはっきりはしないにせよ、一方でボーア戦争の英国国民の態度と、他方では普仏戦争がドイツ国民のなかで好まれたことで説明できるだろう。どちらも侵略戦争であり、実質的には挑発されたものではなかった。外交的には、どちらの場合も十分な挑発要因があったのは当然であり、そうでなかったはずはない。しかし、実質的な挑発と物質的誘因という点では、どちらもほぼ同等に不当であった。いずれの場合も、社会に重大な損害を与えることなく、また国家の名誉に目立った傷を負わせることなく、戦争は容易に回避できたはずである。どちらも、利害関係者によって恥知らずにも場当たりのでっち上げられた根拠に基づいて『仕組まれた』ものである。一方は王政の政治家の団によって、他方は商業的冒険家と帝国主義政治家の軍事政権によって仕組まれたものである。どちらの場合も、国民はこの争いにおいて、国家の威信に関わる問題になった場合を除いて、争いによる利益を得るか損失を得るかに関心がなかった。しかし、ドイツと英国の両陣営は負担を負い、争いを引き起こした利害関係者のために、問題解決を成功させるべく戦いを終結させた。英国の国民全体が確かにその重荷を負った。この戦争への民衆の支持として言えることは、ほぼそれくらいである。政治家たちは、その後、この戦争を王国の軍隊が従事した最も利益の大きい事業の一つと評価してきた。この成功した戦争について、一般民衆は今なお、言い訳となる事情を列挙することで、良心の呵責を覆い隠そうとする傾向にある。ドイ

ツの場合、これらと並行して見られるのは、王政の威信を高めるための愛国的熱狂の爆発と、見事な無私の犠牲精神である。愛国的な喧噪の陶酔は、ベルサイユでの凱旋戴冠式で頂点に達した。過去46年間の冷静な後知恵すら、あの愛国的酩酊の輝かしい記憶に疑いの影を落とすことはなかったのだ。」⁶⁵⁾と指摘する。ヴェブレンは、共和国の愛国的市民の集団と王政国家の忠実な国民の違いについて、前者が国家的犯罪を恥じることに對して、後者が支配のための支配を目指す不正な政治家の手先として栄光を放つことへ厳しい批判を向けている。両者の本質的な違いは、ヴェブレンによれば、「問題の点は、警戒的な中立の協定の下で世界平和を持続させるために、双方あるいはいずれか一方が利用可能かどうか、より単純で決して不公平なものではない。明らかにドイツの精神構造は中立を許容しない。支配の追求は中立と両立せず、ドイツ国民生活の本質的核は依然として王政的庇護下における支配の追求である。英国社会の国際関係において繰り返し顕在化した精神が如何なるものかについては、答えるのがより困難な問題である」⁶⁶⁾とされた。

ドイツとの対比では、英語圏諸国やフランス、北海（the North Sea）周辺の少数民族諸国は、元来、国民精神的に中立的である。「生き、生きさせる（Live and let live）」の格言のように周辺国に寛容であり、「実際、中立的な平和の目的においては、彼らが十分に愛国的であることが証明されるかもしれない」⁶⁷⁾とヴェブレンは紹介したうえで、つぎのように述べる。

「彼らは平和を掲げるが、それは『名誉ある平和（peace with honour）』であり、より明確には、国家の威信を損なわない平和を意味する。国家の威信とは非常に特殊な商品であり、この問いの前半部分で述べた通りである。そして、国家の名誉を妬むように守り抜く条件でのみ維持される平和は、やや危うい立場に置かれる可能性が高いのである。もしも、また、国家の名誉が強化された国家的優位性を必要とするものと見なされるならば、中立的平和の必要性は直ちに決定的なものと

なる。そして、国家の名誉と結びついていると見なされる主張や利害の数と多様性が大きければ大きいほど、必然的に生じる状況はより不安定なものとなる。」⁶⁸⁾

この構図の下では、ドイツや日本のような王政国家は中立的な平和協定の締結を困難にさせるとヴェブレンは予想したのである。ヴェブレンは、当時—1916年末—において、ドイツについて「ドイツ国民は、その社会構造において特異な構成をもつ。本題に関わる限りにおいて、それは、以下の特徴的な構成要素、あるいはむしろ範疇や状態によって成り立つ。民衆は当然ながら主要な範疇であり、最終的には常に主要かつ決定的な要素である。ついで重要性において、そして、数と主導権の上で重要なのは、支配階級、行政機関、官僚共同体、文官・政治官僚の階層、あるいは最も適切と思われる呼び方では、統制機関の要員である。この範疇は、特権と支配のピラミッド状の超構造を包含し、その頂点に君主が位置し、いかなる王政支配下においても、実質的に民衆の用益権 (usufruct of the populace) は君主に帰属する。この二つの階級あるいは状態、すなわち命令する者と従う者から成る人たちは、国家の機能構造を構成し、また両者が一体となって国家の生命を体现し、国家の事業と目標を推進する。それらの中間、あるいはむしろその隣に位置し、交わりを重ねる第三の範疇があり、その生命は他の二つと緩やかに結びつきつつ、半ば独立した形で並行している。このより小さいけれどもより目に見えやすく、特により聞きやすいカテゴリーは、後期の、おそらく俗悪な呼び方で呼ばれる『知識人』で構成される」⁶⁹⁾と指摘した。

ヴェブレンは、「ドイツ知識人」論を展開する。すなわち、「この範疇は知的共同体を形成するほどの規模があるが、人口全体ではわずかな数字にすぎない。彼らの上位階級 (superior class) との接触はかなり密接であり、一方で役立ち、他方で支配の接点となっている。民衆との接触や交流は比較的浅く、相互関係は親密でも広範でもない。特に、この階級が一般民衆への教化や知的指導のあらゆる活動には、王政

的な便宜による節度の厳格な制限が課され、徹底的に守られている。……これらの知識人たちがドイツ文化の体系において占める偉大かつ大きな功績ある地位と業績については、言うまでもない。肝心なのは、彼らが欧州諸国とのあらゆる日常的な交流においてドイツ民族の公認の代弁者 (accredited spokesmen) としての役割を果たしている点である。知識人は確信と誠実をもってドイツ国民の精神的状態について語ってきたが、その過程で、ドイツ民族主義の性格に関わる限りにおいて、知識人はドイツ大衆の精神運動よりも、むしろ文明欧州全体の知的・精神的営みと、知的にも共感的にもより密接に接触してきた。彼らがどれほど精神的には知識と知性の国際的共和国の市民であろうとも、結局のところ、彼らは自らの身をもって、即座に、そして絶え間なくドイツ王朝国家の臣民である。……祖国の知識人の健全な知性や誠実さを疑う余地はない。彼らが繰り返し広く説いてきた市民的制度や民衆の自由に関する説明が、必然的に曖昧で回りくどいものであったとしても、それが王政的な政治術の便利な隠れ蓑として利用されたとしても、彼らの不名誉として責めるべきではない」⁷⁰⁾とされた。ヴェブレンは、こうした知識人の存在以上に、ドイツ帝国においても制度的体制のもつ作用を重視して、「そのような制度的体制、たとえば、ドイツ帝国組織のようなものを通じて、全体に一定の論理の一貫性が貫かれ、社会体全体に一貫した規律が作用する。それによって、生活での支配的な習慣に一貫した流れや傾向が強制され、社会で支配的となる思考習慣にも相応の傾向が生じるのである。実際、共通の習慣や慣習の体系、その結果としての共通の見方や考え方を有することが、どの国籍においても最も本質的な連帯の絆を構成し、最終的にその国籍を他の国籍から区別するものとなる」⁷¹⁾とみた。厄介なのはこの制度的な違いによって、互いの国を理解することが困難となることであり、ヴェブレンは次のようにふれる。

「このような制度的差異が相当に大きく一貫している場合、つまり、実質的な相違点に相

当するほどである場合、たとえば、帝政ドイツとその同類の一方と、英語圏諸国との他方との差異がこれに該当するだろう。そこでは日常概念の相違が、その相違に関わる制度的原則の点で両国民を互いに理解不能な状態に陥らせかねないのである。これは、知識人を含むドイツ国民と、彼らが国家の運命に関する先入観によって敵対する立場に立たせた諸国民との間の現状なのである。そして、この知識人共同体から、過去二年間の試行錯誤の過程で噴出した数多くの鮮烈な驚愕・嫌悪・不信の表現は、これらのドイツの先入観とその論理が、民衆と同様に知識人に対しても厳格な制約を課していることを十分に証明している。」⁷²⁾

ヴェブレンは、こうしたドイツの状況に理解を示しているわけではない。むしろ、民主的制度の規律（discipline of democratic institutions）の下に育ったものには、理解不可能であると強調する。ヴェブレンはいう。「結局、ドイツ人の中には、すべてのドイツ愛国者を駆り立てる国家、すなわち、王政的優位性の最優先的な必要性を理解し評価する論理的能力が明らかに欠如しているのである。同様に、これらの愛国者たちもまた、王政的優位性という観点以外では国家の利益を考慮することができないのである。入手可能な証拠の表面的な価値だけから判断すれば、どのいかなる外部者も容易に信じる誤りに陥りかねない。すなわち、戦争という大冒険が眼前に広がった時、当惑した努力の衝撃がその苛立たしいほどの無益さを思い知らされたときに、祖国の知識人たちは他のあらゆる階層や境遇の人びとより際立って、愛国心にあふれた熱狂において際立った存在であったと信じる誤り陥るのだ。そのような見解は全く誤りであるに違いない。知識人が著しく高揚した状態に達したというわけではなく、単に言語の使用に訓練されていたため、感情を非常に容易に表現できたに過ぎないのである。民衆が当時の一般的な心境で、知識人と同じ水準に達していなかったと信じる理由は見当たらない」⁷³⁾。ヴェブレンはここでも知識人論を展開

する。結論を急げば、知識人が権力者に広報や洗脳的手段として利用されることが危惧された一方で、ドイツ人気質も変わりそうもない。ヴェブレンはドイツ敗戦によってしか達成されない平和について、「国民感情が変化するまでの間、世界平和は王政国家がそれを破壊できない条件にかかっている。したがって、いかなる中立平和同盟の成功の可能性も、帝政ドイツが利用可能な軍事力に反比例して変わり、帝政国家が国家権力として事実上消滅した場合にのみ、その安全は保証されうるのである」⁷⁴⁾と指摘したうえで、今後をつぎのように展望したのである。

「もし、平和、産業、自治、自由貿易の体制下で、ドイツ国民が戦闘の忠誠心を徐々に使わず、それにより、王政的帝国主義を終わらせる力となるのであれば、中立的な平和の可能性は、この場合にそのような自律的体制がどれほど徹底して確立されるか、また、そのような使われなくなり、廃れるのに必要な時間がどのくらいあるのかによるであろう。明らかに、平和方針による実行可能な自治体制の確立は、過去の経験によって自治能力を著しく損なわれてきた民族の間では、いずれにせよ極めて困難な課題となるだろう。また、明らかに、この方針に沿って安定した基盤に到達するまでに要する時間は非常に長いものとなるだろう。また、こうした状況を踏まえると、野心的な王政国家との妥協に基づく中立協定によって諸国民の平和を維持しようとするこの構想は、冒頭で述べた二つの選択肢のうち、すなわち戦争勢力としてのドイツを排除し、かつ強大な連合を形成するのに適したあらゆる材料の排除に基づく中立の平和という第二の選択肢へと帰着する。そして、帝政ドイツが排除されたか鎮圧されたとしても、日本の体制は依然として残る。ドイツの場合に適用されたあらゆる論点は、その勢いを弱めることなく日本にも当てはまる。ただし、少なくともこれまで、日本の王政的政治家たちは、人口、産業、あるいは原材料において、これほど膨大な資源を自由に使える立場にはなかったのである」⁷⁵⁾。

ヴェブレンのこの総括は、第一次大戦でのドイツの敗戦とその後の第二次大戦へ向かうドイツ、そして日本の戦争への方向の深い洞察の考察となっている。

6. 名誉なき平和

ヴェブレンは、平和の達成への二つの論点＝選択肢をしめす。一つめはドイツ（と日本）への服従による平和。二つめはドイツ（および日本）の排除による平和の達成である。ヴェブレンは、「いかなる被支配民族といえども、ドイツ帝国支配への服従による利点について語るとき、これらの知識人たちは、同胞民衆に蔓延する俗悪な愛国感情の流れを代弁しているのではなく、むしろ自らのより鋭敏な精神と成熟した思索の産物を表明する。彼らは人間社会と利害をより広い視野で捉える立場にある者たちである。おそらく彼ら自身の見解も同様であろう」⁷⁶⁾として、米国とフィリピンとの関係を持ち出す。「米政府が被統治者のフィリピン人に行使した保護の類似事例を考察することは、ドイツ知識人たちがこれほどまでに擁護し、帝政政府の政治家たちが良いと認めた保護と服従の体制が何を意図しているのかについて、公正かつ節度ある見解を得る一助となるかもしれない。もちろん、フィリピン人の場合とは異なり、米政府は、結局、民主主義的な先入観に基づく民衆世論に対して、最終的には、やや恣意的な形で、説明責任を負っているのに対し、ドイツ帝国体制は、神に対してだけ説明責任を負っているという点で違いがある。神は、この王政企業（dynastic enterprise）における沈黙のパートナー、すなわち、少数株主（minority stockholder）のような関係にあるととらえられている」⁷⁷⁾。

もっとも、王政国家と属国との関係は、そこに価値観などの普及などの点もあるであろうが、基本的には利用価値があることに変わりはない。ヴェブレンも、「状況証拠は、帝国体制が被支配民族の諸問題を自らの物質的利益のみを唯一の目的として管理し、同様に、長期的に

は無謀な過剰行為は行われたい確信を持って予測できる方向に収束している。もちろん、最近のさまざまな出来事で示されているように、その主体や指導者の人間的弱さによる残虐行為や略奪行為の過度な冒険は、ときどき警戒されるべきだ。だが、これらの現象は、本来の日常業務の体系的な特徴ではなく、本来の日常業務からの変動的な変異として現れる」⁷⁸⁾と指摘したうえで、ドイツとベルギーへの干渉、日本の朝鮮政策＝「寛大な同化（benevolent assimilation）」を事例に挙げた。ヴェブレンは、これらの政策にふれ、「最初は、いずれの場合にも、恐怖政策（policy of frightfulness）は、マニュアル書に記載の戦争のやり方に従い、被支配民を卑屈な恐怖状態に陥れる労力の節約という賢明な見解に基づいて決定された。一方、後になり、占領政府のやや放漫な暴虐行為、つまり、博愛と合法性を謳う外交的寓話で巧妙に覆い隠されたものは、軍の都合、特に強制労働の必要性和獲得領土の人口削減の望ましさによって決定された」⁷⁹⁾と指摘する。また、ヴェブレンは当時のオスマン帝国の現状についても言及しつつ、ドイツの他国への関与の仕方に近似するのは、日本の朝鮮、満州、中国への関りであるとした。ヴェブレンは、つぎのように指摘した。

「ドイツの諸国への指導と近似するかもしれないのは、朝鮮、満州、中国への日本の統治手続きである。これもまた、外交的寓話を装った体裁の良い覆いで適切に覆われているが、その本質と目的は名称を除けばあらゆる点で十分に明らかである。この日本の利用権と保護支配でさえ、資源の賢明な運用が西欧諸国に対する将来のドイツの利用権に求めだろう方針よりも、やや非人道的で融通の利かない路線で運営されている可能性は決して低くはないのである。両国の本質的な違いは、日本が過密状態にあるため、賢明な政府として新たな居住地を開拓する必要に迫られ、帝国主義的野心によって被支配地域の大半の住民を追放せざるを得ないのに対し、ドイツ祖国は人口不足に陥っている点にある。すなわち、

外交上の比喩の文言には沿わないものの、周知の事実として、そして予測可能な未来においても、この状態は継続せざるを得ないのである。ただし、産業技術の進歩がこれまでと同様の方向で変化し続けること、そしてドイツの出生率に根本的な変化が生じないことを前提としての話であるが。したがって、帝国政府が自国民による新たな領土の占領を必要としていない以上、その領土の一部を人口減少させるような措置を講じる動機は恐らくないだろう。」⁸⁰⁾

ヴェブレンは、ドイツは周辺諸国、たとえば、ベルギーとの関係について、占領によってその資源を利用して一ベルギー人の徴用を含め一その国力を削ぎ支配するやり方に対して、日本や英国のインド支配のやり方は異なるとする。ヴェブレンはオスマン帝国の支配形態—アルメニアとの関係—や、ロシアの実情についても、ドイツなどとの比較分析も行っている。日本の中国・満州との関わりについて、ヴェブレンは、欧州との違いを念頭におき、「中国の常套的な手法は、抵抗を伴わない平和と破壊工作・暗殺を組み合わせたものである。清王朝末期の満州政権がそうであったように、現在進行中の日本の侵略から中国が本質的に異なる結果を期待する理由はなにも存在しない。これはマキャベリ、メッテルニヒ、ビスマルクに倣った国家統治の企てである。もちろん、外交官やその他の擁護者たちが流布する和解的寓話は、通常通り百パーセント割り引いて受け取るべきだ。こうした寓話が現在比較的大量に生み出されている事実は、それら寓話で覆い隠そうとする企ての規模をほのめかしているかもしれない。中国国民はこの種の平和において他のどの国民よりも長い経験を持ち、それゆえに、中国の事例は他のどんな事例よりも示唆に富む。非抵抗による欧州平和が中国と同じ道をたどるとは必ずしも期待できないが、物事の大まかな流れは両者も似たようなものになるだろうと合理的に予想できる。欧州の伝統や習慣的な気質、あるいは近代的な産業技術の現状から、細部に至るまで類似点を見出すことはできないだろう。しかし、

結局、外国の支配下に置かれた中国の平和体験は、その実現可能性、手法、文化的価値、そして被支配民族と支配者双方の運命に及ぼす影響という点で、この種の体制に関する最も示唆に富む事例を提供しているという事実は変わらない。さて、大まかにいえば、中国民族とその文化の歩みは、人類の記録が示す最も壮大な達成であるということだ。一方、彼らの支配と収奪を目的とした異民族による支配の歴史は、途切れることのない恥ずべきエピソードの連続である。常に無制限の権力と虚栄心から始まり、悪政、浪費、墮落を経て、卑劣な腐敗と無能という不名誉な結末に至る」⁸¹⁾と指摘する。ヴェブレンの中国観は、つぎのように手厳しく示される。

「文明と産業と芸術での進歩は常に被支配者の中国人が成し遂げ、異民族の支配者たちももたらしたのは悪政と浪費と腐敗と衰退だけであった。しかし、長い目では、この不利な条件と悪政にもかかわらず、中国人は自らの立場を確立し、人びとが真に価値あるものと認める分野で着実に前進を遂げてきた。野蛮な支配者たちの王朝が、あちこちで台頭しては虚栄に満ちた厄介者として束の間の役割を演じ、恥と混乱の中で滅び去り、『さようなら』の変わらぬ評決と共に忘れ去られてきたかを数えるのは、絶望的な作業であろう。」⁸²⁾

他方で、ヴェブレンは中国へのいろいろな征服者が来ては去っていった歴史の下で、中国人は途切れることのない血統と途切れることのない自家文化が継承されてきたとして、今後の平和のあり方を非抵抗主義の観点から、「生物学的観点から見て、中国の非抵抗政策は極めて成功を収めてきた。・・・・・・（アルメニアの歴史にもふれつつ）生物学的な長期繁栄のためにも、また民族の文化の持続的健全性のためにも、善悪の如何にかかわらず、非抵抗の平和は帝國的支配よりも望ましい。しかし、これらの事柄こそが現代人が生きる目的のすべてではない。おそらく、文明化された欧州人が生きるために喜んで受け入れる事柄の中で、これらが決して主要なものではないと言うのが賢明だろう。彼

らはまた、自らの方法で自らの人生を生きる自由、あるいはむしろ、慣習と習慣によって受け入れてきた慣例の枠内で生きる自由を、切実に必要としている。少なくとも、彼らはその自由こそが、真に価値ある人生に不可欠であると信じている。したがって、彼らは生計の追求や自身の金銭的関心事の自由な管理において、恣意的な干渉から守られる必要性を強く感じている。そして、国家として、あるいは、より小さな市民集団であっても、共同の利益の管理において裁量権を行使する発言権を求めている。つまり、彼らは外部からのあらゆる指示や制約から解放された、個人的・経済的・政治的自由を求める。また、自身と子孫のために良好な経済状況を維持することに強い関心をもつ。最後に、むしろ最も重要な点として、彼らは概して頑固な愛国者であり、国家の威信に対する執拗なまでにその必要性を強く感じている」⁸³⁾と指摘する。

では、どのようにして個人的・経済的・政治的自由を求めることができるのか。ヴェブレンは、「平和主義者が提案するのは、実質的に、好戦的諸国を含む中立的平和協定で、外国の王政国家への最終的な服従を促す計画である。それは、そのような心構えを持つ人々の集合体に向けたものである。そうした計画が受け入れられる可能性はありそうもない。関係諸国の現在の世論の動向を考えればなおさらである。しかし、現在、これらの国々で世論によって拒絶される短気な態度が、熟考し慎重に評価して十分に和らげられるならば、その受け入れが危機的状況から抜け出す最善の方法ではないことは、当然の結論ではないことがわかる。……平和連盟代弁者の平和主義者の過失は、その提唱計画の隠れた帰結を認識できなかった、あるいは、認識を拒んだ点に大きくあるようである。それゆえに、彼らは自分が何を語っているのか理解していないか、あるいは理解していることを語ろうとしないかのどちらかに思える」⁸⁴⁾ととらえている。ヴェブレン自身は、中国のように非抵抗的服従による平和への擁護は、西洋人には受け入れられないものと考えている。中国

の場合には、中国人としての国籍意識が少ないことに加え、その愛国心は無視できるほどの程度であり、異国からの支配者よりも、中国民衆が長くその土地に住み、長生きしたからであるからこそ、非抵抗的服従が可能であるととらえる。西洋諸国で重視される愛国心なるものについて、ヴェブレンは「愛国心、つまり、ナショナリズムの絆は、明らかに習慣の性質を持つ。たとえ人類にそのような習慣を形成する素性が生まれつき備わっていたとしても。より具体的には、特定の人間個体が『分別のある年齢』に達し、愛国的市民となる際に、どの特定の国家体制に帰属意識を持つかは、習慣の問題なのである。それは偶然の習慣と呼ぶべきものさえあるのだ。……愛国的な市民は、単なる居住地の偶然によってではなく、むしろ慣習や法的な慣行によって、特定の慣習や慣例に基づく原則に従い、この国民的共同体に帰属させられることによって、自らの固有の国民性に結びついている。単なる法律上の市民権や忠誠心も、少なくとも決定的な要素とはならない。満州や日本の支配下にある中国人の事例が示すように、そしておそらくより明瞭に示されるのは『ハイフォン付き』米国市民の場合のように、正式な忠誠心は自分の住みたい土地の国家に対するものであるが、その愛国心は精神的な祖国に集中しており、その国の運命については非居住者としての関心しか抱いていない。確かに、特定個人の愛情を結びつける国民的絆、すなわち、実効的な愛国的帰属意識は、より厳密に検証すれば、居住地や形式上の法的忠誠心、あるいは推定上の出自や血統によるものではなく、単に特定の国家的敵意の反映に過ぎないことが判明するかもしれない。また、その愛着は、単なる、しかし十分な理由から、ある外国勢力の国家的運命に結びついている。ハイフォン付き米国市民という副次的な階層によって例証されるように、仮定上の根拠に基づいていることが、検証され判明するかもしれない」⁸⁵⁾と解釈する。ここでいう「ハイフォン付き」米国市民(Hyphenated American)とは、ヴェブレンでいえば、ノルウェー系アメリカ人という言い方

になる。同様に、日系アメリカ人やドイツ系アメリカ人、もっと広くいえばアジア系、東欧系等々も当然ながらある。生まれた米国の地のアメリカ人のほかに、祖先（二世以下）や自分自身（一世）の出身国が冠された表現である。ヴェブレンが本書を著した時期には、第一次大戦下で「愛国心」や「祖国への忠誠心」が強調され、「ハイフン付き」という表現が好意的に用いられたわけではなかった。ヴェブレンもこの点を意識していたのであろう。

国家と国民との関係は、米国の場合、英国、ドイツ、日本などの場合、そうした国の地政学的な位置、歴史などによって国家のとらえ方や愛国心など国民的感情は一律ではないものの、そこには国家のあり方が深く影響していることはいうまでもない。ヴェブレンも随所で表現を変え、繰り返しふれているのはこの点を深く意識していたためであるといつてよい。ヴェブレンは、国家について、『『国家』とは、王政への忠誠という絆を欠けば、結局、それは場当たりの概念に過ぎず、また、一連の流れにおける一時的な中継点に過ぎないのである。そして、国家に対する忠誠心は、いかなる正当な意味でも、作り話の虚構であり。守るべき共通の防衛手段がない状況では、そのような愛国的概念は民衆の確信を失い、世代が移り変わるにつれ、古めかしい気取りとして知らぬ間に廃れていく。外部からの危険の圧力は、王政の支配権益追求から生じる内部からの圧力が取り除かれた場合に、国民精神を警戒心と頑固さによって保持するのに必要となる。国境がさらに拡大され、外部からの無益な侵害の危険が次第に脅威を失い、伝統的な国際敵対関係がますます背景へと遠ざかるにつれ、ナショナリズムの精神は、利用されなくなり、廃っていくのである。換言すれば、国家という共同体は、防衛目的の党派組織 (partisan organization) として、そのナショナリズムと愛国的絆に関して、ある意味での任務終了 (functa officio) となる。それは、国家連合の党派性が国際的な安全保障によって置き換えられるほどの規模へと発展するのとはほぼ同程度で起こるのである』^[86]と指摘する。ヴェ

ブレンは、「愛国的精神 (patriotic spirit)」について、「愛国心とは、威信という点での立場を超えた連帯性と定義されてきた。・・・・・・この立場を超えた連帯性の公益に関わるあらゆる機会が失われるにつれ、これまで立場の相違が維持されてきた部分同士の融合を通じて、その本質や、敵意に満ちた性質への陶醉を正当化するあらゆる機会や誘因もまた失われる」^[87]とみるものの、利益のない支配を目指して、外国での戦争に自らを投じる精神ではないとはいえ、自分の住む土地や社会的状況への愛着などノスタルジックな精神や故郷愛によって自己犠牲を払う側面もある。ヴェブレンは、ナショナリズムと愛国心について、つぎのように分析する。

「ナショナリズムの精神が後天的に獲得された特性である以上、それを人びとから奪い去る主な手段は、その精神が生まれた規律を捨て去ることにあるのは当然だ。しかし、それとは逆の効果をもたらす積極的である種の過激な規律も、その廃れをもたらす上で全く効果がないというわけではない。中国人の事例は、そのようなことを示唆しているようにみえる。中国人がただ中立的に非愛国的であるというわけではない。中国人は異民族の支配者に対する不忠実さにも満ちているようにもみえる。しかし、共通の関心事では守勢に立たされている感覚とともに、民族精神にもあまり動かされない事実もある。そして中国人の国民精神の衰退は、単にその規律が廃れたためと片付けることはほぼ不可能である。むしろ、この規律こそが、他方でより顕著な成果をもたらした。少なくとも、この国民的野心の相対的欠如は、異民族の支配者による専制的な統治下で、あらゆるそのような願望が厳しく抑圧された結果、中国人から根絶されたことに大きく起因している可能性が高いように思えるのである。」^[88]

この指摘は日中戦争下の日本の中国政策の問題と課題も示唆する。それにしても、ヴェブレンの中国知識の深さにも驚かせられる。ヴェブレン自身は、この論稿を書きながら、帝政ドイツの経済・政治状況とフランスやベルギーなど

近隣国との関係を考えつつ、日本と満州などとの関係も視野に入れていることは、その論述が過去と現在、欧州とアジアとの間を行ったり来たりすることからも、容易に想像できる。こうした傾向は彼の他の著作にも共通するものでもある。当時の日本の帝國的拡張主義と中国の服従主義の関係は、欧州的な文脈でどのような展望をもたらすのか、ヴェブレンの関心もそこらあたりにあったように思える。ヴェブレンはつぎの指摘はこの見方の傍証となっているのではないだろうか。

「平和は、服従と、必要に応じて服従せざるを得ない帝国当局（Imperial authority）による通常の徴収や裁定への非抵抗という条件の下で成立する。しかし、その平和は、帝国支配下に置かれた人びとの間で、民族的誇りの精神が実質的に停止されることに依存するのである。この傾向を十分に、決して完全にはないが、排除または衰退させることは、この立場での普遍的平和のためのいかなる実行可能な計画にとっての前提条件となるであろう。将来的に服従することになる諸民族が、そのような計画の破綻を招くことなく、そのような敵意をどの程度まで許容されるかは、上位の権威がその統治執行する際の寛容さや厳格さの度合いに大きく依存するだろう。このような性質の和平案が、その必要条件ゆえに可能性の範囲外にあるとみなされる必要は必ずしもないものの、かなり疑わしい問題である。交渉による平和の提唱者は、自らが支持する計画が、その帰結あるいは二次的段階として、無条件降伏とそれに伴う非抵抗体制を必然的に伴うこと、そしてこれらの西洋諸国の国民が、現在、国家の誇りという点において、いかなる形でも異国の帝國的支配に耐えられるほど寛容な中立的態度を、十分に寛容な精神状態で、または予測可能な将来においても取り得るかどうかについて、依然として深刻な疑念が存在する。」^[89]

問題は、服従と民族的な誇り（national pride）であり、そこには経済的負担の増大もあり、服従によって平和的に恣意的な権威

（peaceable submission）⇨外国の力への屈服することの是非が残る。ヴェブレンは、ローマ帝国史にまで遡り、「この問題に関連して心にとどめておくべきは、思索対象の帝国支配がきわめて広範かつ強大な権限を伴うように設計されている点である。その最も近い歴史的類例は、いうまでもなくアントニヌス帝の時代のローマ帝国支配であり、また考察対象のドイツの平和に最も近い類例は、もっともその安全が最も確固たる時代に実現したローマ平和である」^[90]とみる。ドイツとローマを同列比較できるのかどうか議論の分かれるところである。帝國的支配による経済負担について、ヴェブレンは「さらに、帝国政府とその官僚機構の負担、つまり、王政体制と統制機構の維持費は、被支配民族によって担われると推定される。ここでもまた、このような中央集権の権力によって大幅な節約効果があり、そしてそれに伴う被支配者全体の負担軽減を期待することは当然である。『間接費』は実行可能な最小限まで削減されることはないだろう。官僚機構、『官僚名簿』、特権階級を伴うこのような政府機構は、決して儉約的に運営されることはない。このような王政体制が、自らやその基盤となる貴族階級の利益のために課す搾取に、謙虚さの片鱗すら見られるとは到底考えられない」^[91]と述べる。この間接費の範囲も含め、そもそも帝國的支配のコスト⇨財政的負担はどのようなものであろうか。ヴェブレンは、「従来の議論では、この帝国支配が基盤となる社会全体に及ぼす金銭的負担に焦点を当ててきたが、現代社会を構成する様々な階層や立場の人たちの異なる利益を区別しようとする試みはなされていない。当面の課題は金銭的負担の問題であり、したがってこれらの区別可能なさまざまな階級や立場の人びとの金銭的利益に関する問題なのである。これら近代国家は今や、服従による平和か、あるいは不確かで憂鬱な選択肢かの決断の岐路に立つ。いずれの国でも、法律と慣習によって当然ながら法の前では不可侵の平等が保障されている。彼らは法の前では階級も主人もない人間である。しかし、同時に、これらの国民は金銭的義務と債務が、法

の冷静な判断のもとで同様に神聖かつ不可侵であるという点でも共通する。この金銭的平等は、実質的には、金銭的規模間の非人格的平等である。したがって、先進国の市民は金銭的観点において無階級の人間ではない。また、より大きな金銭的な力が、この法の非人格的平等の下では常に、より小さな力に対して支配的関係に立つという点で、彼らは主人を持たない人間（masterless）でもない。階級の区別は、金銭的区別を除いて消滅した。しかし、これらの近代国家はすべて金銭的階級から成り立っており、境界事例においては微細な段階差で互いに異なるものの、結局、大まかに見れば、大きく二つの明確に区別できる金銭的範疇に分類される。すなわち、より多くを持つ者と、より少なく持つ者である。統計学者は、こうした近代国家において、国民の比較的ごく少数派が、国内の総資産の比較的ごく一部を除いてすべてを所有していることを明らかにしようと苦心してきた。したがって、たとえば、米国のような国では、住民の10%未満が国内の富の90%以上を所有していると言って差し支えない⁹²⁾と指摘する。

一般民衆≡持たざる一般民衆（common man）とそうでない階級の金銭的利害関係は異なり、持たざる民だからといって、帝国支配の下で、ラテン語でいう「一文無しの旅人は気楽に歌う（Cantabit vacuus coram latrone viator）」≡「失うものが何一つない気楽さ」とはいえないからである。ヴェブレンも、「帝国の目的は一時的な略奪行為ではなく、永続的な使用収益権である。そして、この問題が生活と生計の永続的な条件に及ぶとき、事態は全く異なり、より複雑な様相を呈するからである。何の財産も持たず、資本化できる不労所得の源泉を持たない市民であっても、日々の暮らしの糧を得ることに金銭的関心を持ち、その生計は様々な試行錯誤を重ねた手段により容易に確保できるという点で、金銭面ではいまだ脆弱な立場にある。実際、日々の収入で生計を立てる一般市民は、資本化された収入源という形で、いざという時のために相当な蓄えを持っている者たちよりも、より差し迫った不安定な立場に置

かれている。ただ、その立場がそれほど危ういものなのかどうかは依然として疑わしい。つまり、裕福な隣人と同じ程度の苦難の著しい増加や、生活の快適さの喪失に晒されるほどに危ういのかどうかは、依然として疑わしいのである⁹³⁾と言及する。この持つ者と持たざる者との関係とその後の帰結について、ヴェブレンは「現行法と秩序の体制下では、自然権の公平原則によれば、財産を持たない者は、裕福な金銭的支配者が尊重すべき金銭的権利を一切有しない。これはおそらく予期しなかった結果であり、封建制と慣習的権利・特権から個人の自由と男子選挙権の制度への移行に伴う意図せざる帰結であった。しかし制度的枠組みの重大な変革があった場合、往々にしてそうであるように、意図された結果と共に予見せぬ帰結も生じる。西欧州が現在の法と秩序の慣習的枠組みの源泉となった経験を積み重ねていた歴史的時期には、財産権と自由契約は、新時代の代弁者たちが主張した個人の自主性と主権なき人間の平等を補完し、保障するものであった。しかし、後世になり、あらゆる局面で、あるいは主要な局面でさえも、もはやそうでなくなったのは、主にその後生じた金銭秩序の変化によるものであり、それらはかつてその影を落とすことはなかった⁹⁴⁾と指摘する。

結果、現代文明人の物質的財産（material fortunes of modern civilized men）は金銭的な基盤（pecuniary footing）も置かれるようになり、少数の持つ者が大きな地位を獲得するようになっている。必然、企業株などを多く持つ者の金銭的利益が、社会の物質的運命にかかわる公共政策や政治を支配することになる。ヴェブレンは、「わずかで断続的な不満の眩きを除けば、この取り決めは現代の民主国家の民衆の感情からも支持を得ている。国民が国の貿易の維持・拡大（投資家の利益のため）、あるいは保護関税の永続化（投資家の利益のため、保護される事業者の利益のため）、あるいはさらに州際通商委員会のような公的機関が、鉄道会社の資産の想定収益能力の資本価値に対して『合理的な』収益率を得る正当な権利を、いか

に細心の注意をもって保護するかを想起すればよい。……これらの民主主義国家では、公共政策は主にビジネスの便宜性という観点に基づいて導かれ、行政権も立法権も、その実務の原則と能力を公然の理由として選ばれた実業家の手に委ねられているのである。そのような社会では、事業の緊急性を覆す権力は存在せず、また大衆感情も、こうした緊急性に逆らう権力の行使、あるいは貿易を制限したり利益追求を妨げたりする行為を容認しないだろう。この原則の明らかな例外は戦時下にみられ、軍事上の必要性が商業取引の現行要求を凌駕し得る時である。しかし、この例外は、戦争行為が商業取引の保護もしくは拡大を目的として、全体もしくは一部において遂行されるという点において、大部分は見せかけに過ぎないのである。……この国家の金銭的事務の管理では、現代の民主主義原則の下で、一般市民はビジネス取引の原料としてのみ関与する。つまり、消費者として、あるいは労働者として。彼は、雇用主が市場向けの商品を調達するために利用する産業機関の一つであり、あるいは事業主が商品を販売し、その投資を『回収』する市場を構成する消費需要の単位の一つなのである。一般市民は、現代の民主主義秩序の原則の下では、当然ながら、このビジネスコミュニティと関わるか否かを自由に選択できる。労働者として、消費者として、あるいは小規模生産者として、材料やサービスを供給する立場で関わるか否かであっても。その条件は、その決定において重要な要素となるほど大規模に活動する実業界という利益共同体によって定義される……。いわゆる『大企業』の強い要請の下で機能する事業体制が、働き、消費する一般市民の生活条件を定義する一般的な根拠は、『市場が許容する範囲で価格を設定する』という原則、つまり、雇用・購入・販売の条件を、その裁量権を単独または共同で有する事業体にとって最大の純利益をもたらす水準に設定するというものである。……」⁹⁵⁾として、一般市民は、現在の民主主義的秩序の下では、大規模な産業・貿易体制の下に置かれていることを強調した。また、ヴェブレンは当

時の労使間の現状にも言及したうえで、「この点において、実業家の主導的動機と社会全体の物質的利益一個々の労働者の利己的利益は言うまでもなく一は、体系的に相反する」⁹⁶⁾とみていた。

ヴェブレンは「資本主義」体制について、「表現をもう一步現実的な事実近づけると、現在の体制を『資本主義的』と呼ぶ人たちがいる。しかし、この用語は、この場合の人間の要素にふれていない点での外れである。政府機関やその機能などの制度は、結局、人間の行動様式に過ぎないのだ。したがって、『資本主義的』とは、『実業家による』政府と同義語なのである。これは事業（すなわち金銭的）の必要性を見据えて組織された団体であり、実業家と紳士で構成される。紳士とは第二世代あるいはそれ以降の世代の実業家に過ぎないため、両者はほぼ同義である。この表現が持つやや不快な含みを除けば、この文脈における紳士とは、衰退した実業家に過ぎないと適切に言えるだろう。全体的に、この問題を単に額面通りの物質的利益や損失としてとらえると、一般市民には自らの集团的事務が、自国生まれの事業家とその子孫である紳士たちによって管理されるべきか、一方で競争による利益と消費の速度を加速し規模を拡大することを目的とするのか、あるいは彼の共通利益から等しく隔絶した異国の官僚層によって管理されるのか、という問いは、帝国の支配拡大のためにその生産力を利用することを目的とするものか、という点は、どちらにせよ、単純な損益の表面的な価値だけで素朴に捉えるならば、一般市民にとっては空虚な疑問に思えるだろう」⁹⁷⁾と指摘する。資本主義経済の発展の下で、諸国間の利害衝突以前に、ヴェブレンは、それぞれの諸国の労働階級など民衆と資本家層との利害関係が異なることによる軋轢があったことに目を向けていたことがわかる。つぎのように指摘される。「要するに、今日の文明世界における産業と貿易の状況では、ある種の意図しなかった包括的な事故のように、事業原則によるものごとの運営が一般民衆の物質的利益と相反する結果を招いている。この近代的民主主

義組織の神聖な核心に対するこの不敬な見解は、容認するには引用可能なあらゆる証拠を必要とするだろう。ゆえに、文明的生活のこの制度的枠組みに固有な無能さの不快な列挙において、もう一つの事例の紹介が求められる。この行為は、いわゆる資本的サボタージュに該当する。『サボタージュ』とは、平和的かつ通常は法的に正当化される手段による、産業の意図的な遅延・中断・妨害を指す。特に、現在の用法上、この用語は、いかなる程度であれ法的に疑わしい手段や行動様式、あるいは正当性にさえ疑問の余地のある行為を暗示することを意図しない。妨害行為は、暴力や詐欺に訴えるものでない以上、経営管理の必要不可欠かつ基本的な手段であり、その行使は所有権の基本的かつ不可侵の権利に基づく。つまり、事業主は他の所有者と同様、自らの財産を任意目的のために自由に使用するか否かの権利を付与されているに過ぎない。彼の決定は、自身の理由により、特定の時期に特定の方法で自身の支配下の財産を活用しないというものであり、近代国家によって普遍的に認められ擁護されている財産権の下では、それは正当な裁量権の範囲内にあり、非難されるべきものではない⁹⁸⁾。

しかし、この種の財産権は、米国では憲法上で保護される権利であるものの、工場設備、資材、輸送手段や在庫を利用しないという決定はサボタージュとなり、国家の産業活動の妨害となる。それゆえに、ヴェブレンは「現代の大企業の現状、特に裁量権を持つ実業家と産業との関係は、権威的な許可と権威的な制限または停止の関係であり、彼の事業の収益性は、この権限を巧みに活用できるかどうかにかかっているのである」⁹⁹⁾と述べたうえで、実業家の関心は生産設備や資源を国家のために活用するよりも直近の金銭的利益（pecuniary consequences）に基づくことにも言及する。また、企業間の競争もある。この点について、ヴェブレンは、「同じ部類の製造に従事している工場、並行または競合する鉄道や船舶会社、小売業、そしてある程度は卸売業でも、競合する経営により、多くの産業分野で計画と適用の重複がみられること

はよくあり、嘆かわしいことではない。その結果は、言うまでもなく、妨害行為である。つまり、この規模の設備、資材、労働力が、社会にとって最善の形で活用されていないという意味である。この仕組みがもたらす一つの影響は、こうした手段によって供給される商品やサービスの必要コストが増大することである。理由は、取引から得られる利益をめぐる競争にある。この状況が望ましくない状態であることは広く認識されているが、通常、この問題に対しては深い後悔が示されることはない。なぜなら、現状ではより望ましくない解決策を代償とする以外に対処のしようがないと一般に認められているからである」¹⁰⁰⁾と指摘する。事業をめぐる競争にかかわる「自由」の考え方がある一方で、企業間競争には生産などの重複による資源の浪費への認識もある。ゆえに、実業家は競合企業（competing concerns）の統合による独占支配への意欲が強いのである。これは一般民衆（common man）からみれば、この現状はどのように思えるのか。ヴェブレンは、「一般市民にとって、『取引制限』という先入観からすれば、提案された救済策は、それを解決しようとする害悪よりもさらに悪質に映る。この救済策の欠陥は、競争的事業による経営不振を独占に頼っても是正できないことにあるのではなく、社会が依然として競争と妨害の体制によるあらゆる負担と不便を被り、さらに事業的独占の手によってさらなる不便を強いられる可能性がある」と推測される点にある。これは、取引が許容するものを請求するという事業原則の下では、人びとは独占がその利点を惜しみなく利用できると期待することに同意するのである」¹⁰¹⁾ととらえた。

ヴェブレンは当時の産業界—米国を念頭においているのか、欧州諸国を念頭に置いているかは不明—の「特異な現象（singular phenomena）」として産業設備の半分近くが稼働していないこと、これは企業間競争の結果ではなく、生産された大量性の製品が適正価格で販売されていないからと指摘した。ヴェブレンは、この状況を社会の物資的利益からみれば特

異であり、産業界の指導者たちが産業設備を放置したことで非難されるべきでなく、事業上の理由から生産を行うことが望ましくない厳しい時期（hard times）であったと指摘する。ヴェブレンはつぎのように述べる。

「産業の将師たちがこうした状況下で社会の需要を満たすのに失敗したり拒否したりするのは、彼らの過失というわけではない。ただ事業の緊急事態に直面して無力だけなのである。彼らは価格なしには商品を生産できず、実際、収益性のある価格なしには供給できない。つまり、彼らは様々な事業に投じた資本価値に何かを付加する価格がなければ供給できないのである。価格と金銭的利益の要請が事態を支配する限り、この国の生産力が強制的に遊休状態に置かれる事態から明らかに逃れる術はないのである。……しかし同時に、生産能力と現在の生産量との間の不都合な不一致は、金銭的な損益に関係なく国の産業力を統制しようとする十分な権限のある当局によって、少なくともかなりの程度まで容易には是正され得ることも明らかである。」¹⁰²⁾

こうした経済状況の改善は、欧州のいくつかの好戦国で民主的な秩序（democratic order）を打ち破ることで、ヴェブレンは帝政国家において可能であるとして、「それは外部の権力であり、これらの諸国の実業家による継続的な金銭的利益は、その自らの純利益のために生産力を管理することにより、被支配国の生産力がすこしでも損なわれることが明らかになった場合には、無視できる些細な考慮事項に過ぎない。そのような帝国政府が、事業原則、すなわち事業経営者の最大金銭的利益の原則に基づいて、これらの基盤となる国の産業の継続的管理を容認することに同意する自己利益の根拠を見出すのは困難である。そして、近年の経験は、既得権益などへの過度な、すなわち、不都合な程度の配慮でなければ、帝国政府が使用収益権の管理において長期にわたり支障をきたすことはないことを示唆している。……同様に、逆に言えば、そのような外国勢力にとって、利用権としての資産として、裕福で浪費癖のある貴族

階級は、庶民から高く評価されているにもかかわらず、わずかな価値しか持たず、むしろ負の価値すら持つ可能性がある。賢明な統治者はおそらく、彼らを削減する方向を模索するだろう。この点で、民衆の物質的利益は帝国の権力機構の利益と一致しているようにみえる。それでもなお、彼らが貴族階級に対して抱く『賢明さ』と『慈悲深さ』の先入観が、この問題を合理的な視点で捉えることを妨げるだろう」¹⁰³⁾とみた。ヴェブレンは、「追求すべき経済政策の性質は、これらの基盤となる民衆が王朝の血統継承における終身財産と見なされるならば、理解に難くないはずだ。この統治計画の下で、現代の民衆の監視を引き継ぐ帝政体制は、新たなより広範な資源を、主たる機会を鋭く見据えて管理されるべき財産として、むしろ遠慮なく扱うものととらえられる。なぜなら、帝国が既にその利用権を享受する民族や領土との関係が、常にそのようなものであったからである。この場合の状況は、祖国の古代文化の根底にあった使用収益権の原則を、より自由かつ賢明に適用することを許容するに過ぎないのである」¹⁰⁴⁾と指摘する。この章の最後に、ヴェブレンは無条件降伏による平和体制下の一般民衆について、彼らしい皮肉な表現でつぎのように総括する。

「外国の王政国家への無条件降伏による平和体制の下で、一般民衆にもたらされる物質的利益について、この過度に長く、また不完全な検討は、結局のところ、その結末は不幸というよりむしろ幸福かもしれない、あるいは少なくとも、望ましいことではないとしても、それ相応の代償があるという結論にいたるようだ。特に、新体制下の文化的利益を重視する傾向がある場合には、そのような見解は僭越であるように思える。さらにいえば、抵抗の代償が極めて高く、あるいはその実現を実質的に遅らせる代償もあることを考慮すれば、計画された新秩序への非抵抗的服従という政策が適切と思われるはずである。」¹⁰⁵⁾

ヴェブレンのいう文化的利益は何であるのか、具体的な言及はなく不明瞭であるが、最後に掲げられた「新秩序への非抵抗的服従（non-

resistance submission)」というのが、ヴェブレンが欧州で繰り広げられていた第一次大戦で帝政ドイツが勝利した場合に想定された一つの可能性ではなかったろうか。

7. 平和と中立性

ヴェブレンは章の冒頭で、「単に具体的な物質的利害関係のみを考慮すれば、一般人（common man）の選択は、この前提条件の下で統計的に明らかな事案の利点のみを冷静かつ明晰に検討する意志さえあれば、当然の結果のように思われるはずである。少なくとも、物質的に失うものは何もないと推測しても大丈夫である。そして、経済的関心事における唯一の絆や慣習の基準としての金銭の必要性が排除されるか、あるいは少なくとも部分的に廃止される結果として、生活の快適さや生命・身体の安全においてわずかな利益を期待する理由がある」¹⁰⁶⁾と述べ、一般民衆にとって戦争と平和の意味を先取りしている。しかし、「人はパンのみにて生きてはいない」のであって、そこに平和を希求する思想や行動の理想がなくてはならないことをヴェブレンは示唆する。「これらの理想、願望、目的、努力の帰結は、近代社会全体を通じて、ましてや文明世界全体を通じて、あるいは人びとの階級や境遇の多様性全体を通じて、決して均一あるいは同質的な性質を持つものではない。しかし、それらは非常に頻繁かつ広範にみられることで、人間の行動を理解しようとするあらゆる試みでの大前提として、それらが精神的、非物質的な性質を持つということは真実なのである」¹⁰⁷⁾というヴェブレンの指摘は、彼が単なる経済学者ではなく歴史学者であり、優れた社会学者であることを示す。

ヴェブレンは、問題は一般民衆の側の集団（aggregate）としての「行動」にあり、とりわけ、自分より優れているとおもっている「上位者（better and superior class）」との関係である。そこには「習慣的な思い込み（habitual preconception）」、「宗教的熱狂（religious enthusiasm）・宗教的プロパガンダ」や「国家

威信」も関係する。ヴェブレンは、「西洋諸国の間では、国家威信が究極的な目的として価値あるものとみなされるようになった。おそらく、それは、世俗的に望ましく、また、達成されるべき枠組みのなかで成立するものを超越した価値があると思われるようになった。そして、長年の封建的従属の経験によって培われた思考習慣を最もよく保持している人たちの認識によって、君主または王政への奉仕が依然として文化的体系の実質的な中核として存在し、感情と努力がそこに収束するのである。民主主義的な国民の過去の時代でも、日本やドイツといった王政国家の臣民（subjects）の現代の慣習においても、君主の名声のために、あるいは君主の命を救うために、人びとは断固として命を危険に晒し、失ったことが知られている。一方、当然ながら、ほんのわずかで曖昧な考察でも明らかに、純粹に物質的便益の観点では、君主の死などは有能な労働者の喪失に比べれば取るに足らない事柄なのである。君主は、公共の利益が期待できる場合にはいつでも交代できるが、それができない場合でも、摂政時代や君主間の統治は、一般に比較的経済的な統治が行われる時期となることに留意すべきである。君主は、公共の利益の見込みがある場合にはいつでも交代可能である。それが叶わない場合でも、摂政時代や王位継承期間中は、一般に比較的経済的な統治が行われる時期となることに留意すべきである」¹⁰⁸⁾と指摘する。ヴェブレンの歴史観には、キリスト教国と中国との対比がよく登場する。

「民主的なキリスト教世界において、一般市民は挑発されれば、そのような目的のために死を厭わない。あるいは、異教徒である中国では、忍耐強く、おそらくより先見の明のある一般民衆は、根深い幻想の偶像のために、終わりのない侮辱と苛烈な扱いを通して生き続けることを厭わないのである。中国での従来先の先入観では、それ自体に価値ある事物のあり方については、西洋で通用するものと異なるように見える。すなわち、その先入観に基づく理想は、継続的な生命の営みを通じ

てのみ実現されうる。中国において、一般民衆が人類の大義に対して負う責任は、極めて個人的な性質を帯びているため、世代の連鎖の中で自らの立場を粘り強く守り続けることによってのみ果たしうるのである。一方、キリスト教世界の諸民族間では、争いの絶えなかった過去から、人類に対する人間の義務は負債の性質を持ち、破産手続きによって帳消しにできるという先入観が生まれ、そのため、大義のために戦って不当に死んだ者は、それによって実質的に代償を全額支払ったことになるのである。明らかに、将来、帝国政府の保護下に置かれるだろうこれらの近代国家の一般民衆が、中国の同胞が通常抱いている心構えに導かれるならば、平和的な助言が優勢となり、キリスト教世界がこの帝国の保護へ服従することで、平和体制が実現されるという十分な希望が持てるはずである。しかし、これらの国々には常に自己意志と不服従という先入観が存在する。そして、国家の名誉を守るために、闘争的な国民的結束という古い習慣があり、それはこれらの人びとの間では、人類全体との連帯感や、不快な状況下での忍耐と勤勉という美德を継続的に持続することで得られる文明のさらなる進歩といったものよりも、はるかに切実なものである。¹⁰⁹⁾

また、東洋と西洋の文明観の違いもある。たとえば、ヴェブレンが例示するのは、「男らしさの概念 (conception of manhood)」であり、「この現代人 (男性) にとって不可欠な要求は、外部の権威に無理やりに従うことを拒否し、強制的な指示と服従からの免除である。要するに不服従。しかし、この不服従が、無責任あるいは独裁的な支配への服従拒否であることは、常に当然のこととして理解される」¹¹⁰⁾ ものである。ヴェブレンは、これは消極的なことであり、積極的ということでは、つぎのように述べる。「肯定的な側面から述べるとすれば、それは被統治者の明示的な助言と同意によって構成されていない権威による拘束や服従からの自由である。そして、それを具体的な条件として還元される最小限の不可侵の要素にまで減らして

定式化すれば、これが現代の文明人が恥も名誉も許さないという最終的な本質なのである。この最低限の自由な意思決定と自律性を廃止するいかなる取り決めにも、彼は加担することを承諾しない。それが自らの後継者たる同胞の生活条件に関わるものであれ、あるいはこの点に関して、外部からの人権侵害に抵抗する術を持たない外国人たちの運命に関わるものであらうとそうなのである」¹¹¹⁾。実際には、歴史的に見れば、このような肯定的な行為はむしろ、先の消極的な対応が行われているとされる。ヴェブレン自身も、「市民的な自由 (civil liberty)」が限られている日本やドイツの現状をそのように認識していただろう。つまり、「現代社会では、一般民衆は市民的自由という遺産に反する行動が公然となされると、脆い気性 (brittle temper) を見せるのである。一般民衆が守るべき自由と受け入れるべき自由について、必ずしも賢明な助言を受けているとは限らない。しかし、いかなる和平計画においても考慮すべき事実は、常に交渉や妥協の余地のない、この頑固な残留条件が存在するという点にある。また、歴史的な偶然で、市民的自由の残存原理は、国家の完全性と威信に対する頑固な先入観と混ざり合い、融合するに至ったのである。したがって、分析的な考察に傾倒しない一般市民の日常的な認識においては、国家の完全性に対するいかなる侵害も、国家の威信のいかなる低下も、もはや耐え難い侵害として捉えられるようになった。それは彼の個人の自由に対する侵害であり、キリスト教世界の世俗的信条を構成する普遍的人道主義の原則に対する侵害なのである。その結果、分析的に考察しない一般民衆の日常の認識では、国家に対するいかなる侵害も、国家威信のいかなる低下も、もはや耐え難い個人の自由への侵害、そしてキリスト教世界の世俗的信条の普遍的人道主義の原則への侵害として捉えられるようになったのである。よく考えれば、一般民衆が国家の統一性に対して抱く実質的な関心はわずかでとらえどころがなく、冷静な常識では国家の威信は民衆にとって中立的価値以下のものである事実は明らかであ

ろう。しかし、こうした本質的に関連する事実の状態は、本件の本質とはさほど関係がないのである。なぜなら、それらはあまりにも確固たる性質を持つため、今ここで問題となるような短期間のうちに深刻な減衰を被ることはないからである」¹¹²⁾。だとすれば、世界平和はどのように展望すべきか。ヴェブレンは、当時の戦争状況を観察しつつ、ドイツの敗戦をつぎのように予測した。

「世界平和が、帝国支配への無条件降伏計画に基づいて迅速に解決される見通しは、現代の人びとが自らの正しい生き方や誠実な生活に関する先入観が脅かされると見なすところでは、どこでも頑なな態度を示すと考慮すると、見込みは薄く疑わしいのである。したがって、そのような最終的な事業の基礎となることを意図した、外交上の約束事や保証を含むいかなる交渉によって協定へ参加することの妥当性は、非常に疑わしいに違いない。」¹¹³⁾

このような形で平和解決の望みはなく幻想であった一実際そうであったが一、ヴェブレンのいう民主的国家と帝政国家との間の平和はいかにして可能かという点に、ヴェブレンの関心があったことは言うまでもない。ヴェブレンは、「二つの強大な王政国家」ードイツと日本を示唆ーについて、「二つの王政は、支配を求め、実際、主要目的の達成に付随的かつ促進的に関わるもの以外の何物も求めていない。先述のように、王政国家の本質は支配を求めることにあり、それが真の姿である限りにおいて、それが王政国家の本質そのものである。しかし、王政国家は、他の定着し制度化された人間共同体と同様、その基盤となる共同体、つまり、一般民衆の思考習慣、すなわち物事の価値に関する先入観や理想に依拠し、そこから実効的な推進力を引き出すのである。この種の適切な基盤がなければ、そのような王政国家は強大な権力の範疇から脱し、危うい専制政治の範疇へと転落する」¹¹⁴⁾としたうえで、民衆と王政国家との関係について、「常にこの大衆の感性に作用する規律こそが、共同体の精神的態度と気質を形成し、選出された指導者たちが何を行い、何を実行で

きないかを定義するのである。したがって、ある意味で、これらの王政国家は、自らの産物である大衆感情に左右され、大衆感情の変化に応じて、その努力における裁量と効率性の望ましくない変化に晒される。指導者はこの大衆の気質に対して、部分的で、全体として表面的な支配しかできないのである。これらの王政体制は、大衆の気分を王政の事業遂行に利用することを目的として、比較的強力に統制し、精力的に指導してきた。そして、そのようにして多くの成果が目に見えて達成されてきた。おそらく、主に個人の権威に従属する軍事規律と、既存の秩序から受け継がれた先入観を強化し、破壊的な革新をすべて排除することを目的とした大衆教育の容赦ない監視によって達成されたのであろう」¹¹⁵⁾ととらえる。そして、ドイツ民衆のなかに醸成された不安感が戦争へと導かれたこととみた。ヴェブレンは、当時のドイツ国民の状況をドイツ政治との関係から、「ドイツ国民にとって、現王政政権は、存続する秩序を維持し、忠誠を尽くす封建的理想を国民に印象づけるべく尽力する上で、（人間的に見て）期待されうる限りのことを成し遂げた。さらに、帝国の民はすでに武力によって打ち破ろうとしている新しい秩序の網に絡み取られている。……文化の真たる先駆者たちがつくりあげてきた制度的な様式もまた、政府の礼儀作法の要として義務的なものになっており、そのために、文明世界で体裁を整えようとする国家機関は、もはやそれらを欠いた姿を見せられなくなっている。少なくとも式は遵守されねばならない。したがって、これらの王政国家における『代表者』の疑似的代表機関が存在するのだ」¹¹⁶⁾と指摘する。そうしたなかで、ヴェブレンは、労働家や政府の動きなどから、ドイツの国民の置かれた状況をつぎの3つの視点から整理している。一つめは、「王政（農耕民と一体となり、ある意味で王政もその一部となっている）」の状況、二つめは「事業者、あるいは商業的利益（投資家を含む）」の状況、三つめは「産業労働者」の状況。当時のドイツの状況は、こうした3つの要素、農耕民と結びついた王政(国王や貴族)、事業家、

そして労働者階級が構成する三角形として成立していた。ヴェブレンは、このような状況を「王室が政治的三角形の頂点に危うく立っていると言うのは、やはり誇張である。この三角形の他の二つの頂点は、階級的反感と相反する金銭的利害によって隔てられ、意見の相違によっても抑制されている、この二つの分裂し潜在的な反抗要素によって占められている。しかし、現代の不服従の気風が相当程度浸透しているどの共同体においても、同様の緊張状態が継続すれば、結局はこのような結果に陥ったであろう。王政経済の二つの萌芽的混乱要素、すなわち近代的商業階級と労働者階級は、いずれも新時代の産物である。そして、両者は金銭的利害関係でも、また日常労働が課す経験的規律でも、従来の王政への忠誠の伝統とは体系的に相容れない存在なのである。それらは、英国社会の近代化で台頭した二つの階級または集団と実質的に同じであり、利害の漸進的な分離と、それに伴う階級感情の結束および階級的敵意の誘発を伴った。しかし、英国での状況変化の動きが十分に緩やかであったため、変容した経済条件への適応が相当程度可能であったのに対し、ドイツでは近代的経済条件への移行があまりに急激であったため、中世的な思考様式がほぼ無傷のまま大企業と機械工業の時代へと引き継がれた違いがある。祖国（ドイツ）においては、商業・産業階級は台詞を覚える間もなく自らの役割を果たすことを求められたのである」¹¹⁷⁾と指摘する。日本も同様であった。今後、商業・産業階級の成長によって、帝国体制も変容を迫られることが予想されることになる。つまり、「同じ時間的間隔、すなわち、近代的商業と産業の方法による生活の規律の下で、ドイツ民族の王政精神が衰退するのに必要な期間に、帝国体制を戦争遂行可能な勢力として排除しない限り、いかなる平和協定も実現不可能となる時期を示す。もちろん、これらすべて日本にも同様に当てはまる。ただし、日本国民はより遅れている一方で、より小規模で脅威の少ない集団であり、外部勢力の影響を受けやすく、その中世的性質はより古風で、したがってより不安定な形態であるとい

う違いがある」¹¹⁸⁾。帝国体制は、国民の忠誠心に加え、貿易競争や軍備拡張競争を通じて他国への国民的敵意を煽うこと維持される側面が強い。

この点に関して、ヴェブレンは「いかなる国家体制といえども、好戦的な感情や野心の廃れに実質的あるいは直接的に寄与する見込みや可能性は必然的に乏しい。なぜなら、そのような体制は、国民の嫉妬心を維持し、戦争を起こすためにつくられ、その公認された役割は、防衛的か攻撃的かを問わず、戦争準備にあるからである。・・・近代的・産業的職業、近代技術、そして技術の最先端に迫る近代的経験科学は、いずれも国家主義的秩序の既成概念と相反する働きをする。さらに顕著に、それらは帝國的支配に収束する王政的秩序の既成概念とも相反する」¹¹⁹⁾と指摘する。ヴェブレンが重視したのは、産業技術の発展の影響であり、それにより王政的秩序が大きな変容を迫られるとみた点にある。ヴェブレンは、つぎのように説く。

「王政の最も深遠かつ高貴な真理は、いかなる挑発や手品のような手段によっても、機械的技術が展開する知識体系と価値評価の論理の中に組み込むことはできない。この近代的機械産業と科学の前提では、王政の秩序のあらゆる最良の価値と真実が、単に『無能で、無関係で、無礼な』ものとされる。・・・国家の威信や王政の優位などという精神的美德 (spiritual virtues) は消え失せ、『それらは国民には愚かなもの (foolishness) であり、また、精神的なものにより判断され、知ることなどできない』からである。」¹²⁰⁾

要するに、素晴らしい技術者が愛国者となるわけではないが、逆に愛国者が素晴らしい技術者になれるわけでもない。ヴェブレンがどこまで兵器やこれにかかわる技術の開発に、科学者が関与してきたかにどれほどの知識があったのかはわからない。民主主義国家であろうと、全体主義的帝政国家であろうと、技術者が戦争準備などで動員されてきたのは事実であろう。また、科学知識の民衆への普及が国家の帝國的野望を打ち砕き、戦争忌避の動きをもたらすのか

どうか。ヴェブレンは、本論を展開しているなかで、ドイツや日本の状況を念頭において平和論＝戦争論を展開するものの、悲観的な展望を持っていたように思える。ヴェブレンは、「ドイツの帝政体制が比類なく恐るべき存在である理由は、極めて単純かつ極めて深刻な状況の組み合わせにある。すなわち、ドイツ国民が近代工業技術の運用を最高効率で習得した一方で、封建的野蛮の狂信的忠誠心を衰えさせることなく保持し続けている点にある。この力関係が続く限り、平和を乱す勢力のドイツを排除する以外に平和の見通しはないのである。ドイツ帝国体制を、欧州の平和を乱す唯一の潜在的要因として繰り返し論じるのは、不公平に思えるかもしれない。この帝国をこのように不公平な区別—メリットがあるのか、デメリットなのかは人によるが—の対象とするのは、事実がそのようなものであるからである」¹²¹⁾と指摘する。当然ながら、ドイツの隣国もまたそのようにとらえていたのである。ヴェブレンは、戦争と平和にはつぎの二つの選択肢しかないと説く。「したがって、議論は再び二者択一に戻るのである。無条件降伏と服従による平和か、あるいは、帝政ドイツ（および日本）の排除による平和なのか。中間的な道筋は見当たらない。旧式（すなわち19世紀的な）の競争的防衛軍備と勢力均衡の計画は試みられたが、20世紀のこの早い段階ですら成功を収めることはなかった。この計画は平和の代用品を提供する。しかし、そのような代用品としてさえ、もはや実行不可能である。近代的、あるいはむしろ現在の後期近代的な工業技術の進歩は、それを許容しない」¹²²⁾のである。技術知識は軍事において決定的な優位性をもたらし、長期訓練で最新装備を身につけた兵士は大きな脅威となったのである。その結果、「平和の代償としての防衛兵器と外交的均衡の時代は、産業技術の現代国家によって決定的に終焉を迎えた」¹²³⁾のである。当時のヴェブレンは、つぎのような展望を開陳している。

「帝国主義勢力が排除された後、彼らが自国間で平和に共存できるほどの国家的節度、あるいは中立性さえも獲得しているかどうか

は、依然として不安な疑念が残る。外部からの挑発がない状況の下で、彼らが平和を維持できると期待できるのは、ほんの危うい差に過ぎないだろう。彼らの平和への傾倒は、『名誉ある平和』という公式に示される範囲を超えるものではない。これは、事実上、非抵抗の平和を意味せず、また攻撃的戦争と防衛的戦争の区別を曖昧なままにしている。国家威信は依然としてこれらの民族の意識での生きた資産であり、この愛国的敵意に対する許容の限界は、前述の公式が必然的に想定するよりもかなり狭く設定されているように思われる。」¹²⁴⁾

ヴェブレンは、この点に関連して、戦争の規模の相違に着目して、かつての米西戦争や英国のボーア戦争はスポーツマンシップの延長のようなものであったものの、現在の戦争は「無償で何かを獲得しようという冷酷な商業利益によって仕組まれている」¹²⁵⁾と指摘する。そこに発行部数の拡大を狙う新聞などのマスメディアの煽りによって、戦争はスポーツマンの虚勢や少年のような熱狂は事業家や政治家によってさらに煽られるのである。太平洋岸諸国の平和の維持についても、ヴェブレンは「平和継続の合理的な期待の保証に必要なのは、これらの人びとの愛国的な自尊心と軽信が許す限り、これらの関係を中立化することである。・・・少し考えれば明らかであるように、現在、諸国の政策を左右し、時にそれらを対立させる物質的利害や要求の大部分、いや実質的にその全ては、関係するいかなる国民にも損害を与えることなく、即座に中立化され、あるいは放棄される」¹²⁶⁾と説く。そもそも各国が固執する物質的利益（material interests）のほとんどは歴史的起源（historical derivation）として、重商主義時代の貴族政治の遺産なのであって、重商主義政策は君主の財政を強化し、戦争的な行動で優位に立つことに起因する、とヴェブレンは指摘する。したがって、保護関税や差別的な海運政策が国の自立・自給自足体制の手段として提唱され、相手国の敵対行為への対応とされる。ヴェブレンは、この点について、「平和時

に、自給自足で国家が良くなることは決してない。明白な事実として、いかなる国家も産業的に自給自足することはできない。現代の産業技術がもたらす産業分業の経済的利点を放棄する代償なしには、平時での対外貿易の制限は社会全体に何ら利益をもたらさず、差別的優遇を受ける商業部門を除き、社会のいかなる階層や部門にも利益をもたらさない。そして、これらの企業は常に同胞の犠牲の上に特権を得ている。輸出・輸入・海運を問わず貿易における差別は、国家当局が公然と実施する場合も、利害関係企業グループ内の密かに違法な取引制限を行う共謀によって行われる場合も、有益な効果をもたらさないのである。これまで一般民衆は、この点に関して過去の遺産として受け継がれ、利害関係のある政治家によって植え付けられてきた習慣的な錯覚、すなわち、何らかの不可解な方法で利益を得られるという習慣的な錯覚から脱却することが困難であった。しかし、国際貿易の中立化、あるいは貿易におけるあらゆる差別の撤廃こそが、平和の永続化に関わる知恵の始まりなのである。このような中立政策の最初の効果は、より広範かつ複雑に相互に絡み合った貿易関係をもたらすことであり、これに伴い関係諸国間の産業の一層の分業化と相互依存が進むことになる。これは国際協調の観点から、あらゆる地域における戦争行為への準備態勢が弱まることを意味する。……しかし、より重要な点は、産業のこうした専門分化とそれに伴う産業間の相互依存が、この関係に関わるすべての当事者を、物質的にも精神的にも、友好的な関係を断ち切る能力を低下させるという明白な事実である。したがって、平和時において、かつ将来の敵対行為を意図しない限り、あらゆる商船が中立国旗の下に無差別に登録され、中立の無主旗を掲げて航行し、寄港地や取引先の裁判所に無差別に責任を負うとしても、いかなる国、地域、都市、階級にとっても損失はなく、おそらく金銭的利益もほとんどないだろうということである」¹²⁷⁾と見通す。振り返ってみれば、第二次大戦後の貿易自由体制やGATT体制はこの時期の反省から生まれたものであるともい

えよう。この意味では、トランプ政権の関税政策は明らかに平和の条件が切り崩され、愛国心—自国第一主義—と軍備拡張という時代を逆行させるような政治指導者が生まれた米国の社会と経済の問題点を改めて考えざるを得ないのである。

ヴェブレンは、「市民権の中立化」という概念を持ち出し、一般民衆が本来持っている「批判・判断・自立」の精神が、好戦的国家の論理によって中立化＝無力化され、愛国心＝国家への忠誠心や献身と自らの意見を主張せずに政治的主体を喪失することを危惧した。他方で、愛国心をもつ現代の民びと（*patriotically-minded modern peoples*）が永続的平和（*lasting peace*）を望んでも、国家的嫉妬（*national jealousy*）が平和の差し迫った破綻を意味するとしても、一般民衆の説得は容易ではないとみられた。また、ヴェブレンは、民主的国家間—英仏—の他国＝ドイツの国家的野望を無力化するために協調行動も容易ではないことにも言及している。また、ヴェブレンは、欧州諸国間の戦争終結後に、平和が訪れ、それが永続するかどうかの問いは合理的であるものの、なかなか難しい問題であると指摘した。ヴェブレンが、こうした文脈で戦争を論じるとき、愛国心と関連するその国の政治文化や貿易政策などの外交のほかに産業技術の著しい発展がいまという大量破壊兵器を出現させたことで戦争の破壊規模を大規模なものとしている状況を憂えていることである。こうした状況を国際協力によって緩和あるいは改善できるのかどうか、ヴェブレンはつぎのように問題を整理する。「少なくとも二つの論拠、あるいは説得の筋道が、このような見解を支持する方向に流れている。装備と訓練された兵員の整備によって、戦争に備えた防衛態勢の準備は、いかなる民主主義国においても常に到達する許容の限界まで推し進めても、疑わしい効果しか持たないかもしれない。さらに、同じような状況の他国との間で実現可能な協力体制を構築することで、少なくとも同じ極端な程度には、軍事的準備の必要を回避できる可能性もある。これまで、平和維持ま

たは共同防衛のための平和的取り組みの最も遠大な試みは、特定の国際警察規則（specified international police regulations）の強制執行、あるいは国際紛争の強制仲裁（compulsory arbitration）による平和を維持する中立国連盟（league of neutral nations）の構想という形をとってきた。民衆の感情が効力を持つものとして、この予防措置の方針にどこまで沿っているのかは極めて疑わしい。しかしながら、過去二年間の出来事が国民の感情と懸念を深く揺さぶったことは明らかであり、国防に関する一般的な感情に既に現れている変化は、同じ文脈においてより広範な変化が、妥当な期間内に十分に期待しうることを示唆している」¹²⁸⁾。

ヴェブレンがこの平和論に取り組んでいるときには、前年に米国は参戦しており、国内の動きにも目配りしていたことは言うまでもない。ヴェブレンは米国の地政学的な立場について、「米国は、同時に、二つの大海に挟まれた極めて危険な位置に置かれている。その両側には二つの帝国主義大国が横たわり、現代国家経済でのその役割は、飽くなき支配欲求から平和を乱すことにある。この立場は、産業技術の進歩した現状の下では、もはや単独では維持できず、これまで国家政策を導いてきた孤立主義は時代遅れになりつつある。問題は、その放棄した事実ではなく、放棄した方法にある。それは、同じ脅威に直面して守勢に立たされた他国との防衛的協調関係に終わるかもしれないし、無益な独立闘争に終わるかもしれない。しかし、選択肢はこの二者択一を超えることはまずないのである。もちろん、米国は過去と同様に将来も自国とモンロー主義を守り抜く能力があるといわれるだろう。しかし、思慮深い知識人や党利党略を求める政治家たちが力説するこの見解は、現代技術が攻撃側に決定的な優位をもたらした事実、そして隔てる海がもはや決定的な障壁とはなり得ない事実を見落としている。後者の点で、15年前には合理的に真実であったことが今日では疑わしく、15年後の状況においてはあらゆる合理的な予測で無効となるだろう」¹²⁹⁾と展望する。そうした状況の下で、ヴェブレン

は強力な大国であった米国の国際機関へ中立国として参加すること期待していたと思われる。ヴェブレンはつぎのように述べる。

「このような中立同盟の設立により、国家利益の中立化が図られれば、危機の際に協調行動が確保されれば、米共和国の軍備の必要性は、少なくとも軍事力強化が望ましくない程度には消滅するだろう。共和国（米国）の強みは、その膨大かつ多様な資源と、国民が持つ比類なき工業力にある。この能力は今日、民族差別という庇護の下での不適切な商業利益と手法によって深刻に阻害されているが、民族的野心が中立化され、こうした民族差別が是正か廃止されれば、すぐにでも本来の能力が発揮されるようになるだろう。中立的な立場をとった欧州諸国は、近代戦争の技術を学ぶことを余儀なくされ、また、想定される、あるいは必要とされるあらゆる期間を通じて平和を維持するために必要なあらゆる要件を満たすのに十分な装備を整えることも求められてきた。……」¹³⁰⁾

当時、永世中立国宣言のスイスのほか、北欧ではスウェーデン、デンマーク、ノルウェー、オランダやスペインが中立的立場をとった。ヴェブレンはこうした諸国を念頭に置いていた。そうした諸国も軍備に力を要らざるを得なかったのは、ドイツは東部戦線ではロシア革命の混乱のなかで有利に戦いを進め、西部戦線では攻勢をかけていたこともあった。なお、この章の最後に、ヴェブレンは日本の状況に言及する。「その結成時に想定された不測事態に対応するためには、この連盟は中立化されねばならない。すなわち、関連するあらゆる国家的主張が事実上停止状態に陥るほどに中立化され、必要が生じた際には、連合諸国が自由に使えるあらゆる必要な資源が、直ちに、自動的に連盟が任命した当局の管理下に置かれなければならない。つまり、国益や野心は、迅速かつ協調的な行動を保証するのに足る集団的統制に譲らねばならない。このような中立的な連盟を前にして、帝国日本だけでは本格的な妨害工作を行うことも、支配拡大の望みを抱くことはできないだろ

う。日本の帝国体制は、平和的に説得され、無害な隣国が自分たちの光に従って生存することを許すかもしれない。実際、この島国帝国の強欲さが、過去1, 2年の間に突発的な不道徳行為へと駆り立てられたのは、おそらく、そうした不測の事態に対する懸念によるものであったろう」¹³¹⁾。ヴェブレンの実に鋭い指摘であり、日露戦争以来、日本の方向性に懸念を示し、日本の動向を注意深く研究してきたヴェブレンの観察眼の確かさがここに示されている。

8. 不適格者の排除

ヴェブレンは、冒頭で「そのような動きがなされる場合、太平洋諸国が結ぶべき連盟の形態や、それによって平和が維持される方法について推測するのは時期尚早(1917年1月)と思われるかもしれない。……時機こそが本件の核心である。ゆえに、二年前ならば空虚な戯言として退けられた事柄が、いまでは、すでに深刻な審議の対象となり、やがては最優先の緊急事項へと発展する可能性すらある」¹³²⁾と問題を提起する。そのような動きとは平和に向けての国際協調である。第一次大戦は1914年7月にオーストリア・ハンガリー帝国がセルビアに宣戦布告、オーストリアの同盟国であったドイツが翌月にロシア、フランスに宣戦布告しベルギーへ軍事侵攻し、英国がドイツに宣戦布告するという一挙に欧州全土に宣戦が拡大する経緯をたどっている。この歴史的背景について、ヴェブレンは「ドイツ帝国とその従属国による侵略から安全を求める切実な必要性である。これに次ぐのは、同様の支配欲求に駆られた日本帝国の今後の行動方針に対する懸念が日増しに高まっている点である。帝政ロシアに何が期待できるのか、あるいは何も期待できないのかという、表現し難い懸念もある。主にこの二つの帝国国家の王政的野心が生み出した状況の緊迫性を増幅させる形で、計算に組み込まれるのである」¹³³⁾と現状を分析したうえで、英仏だけの打開策は困難であるとみていた。ヴェブレンは、国際連盟の構想との関係で、ドイツのみならず

日本も手厳しく批判する。

「計画中の連盟の目的は平和と安全であり、愛国的な先入観のもとで一般的に『国家の』平和と安全といわれている。これは、安全保障が日常的な事柄となるように、関連の太平洋諸国が圧倒的な力を行使しうるような基盤で実行する必要がある。確かに、この計画のより穏健な支持者たちは、その結末は中立諸国の協調関係にあり、平和と善意の精神の下で友好的な相互関係を調整していくものだと見なす傾向にある。しかし、この見解は過度に楽観的である。なぜなら、この将来の国際協調体制の中に、帝国ドイツ（および帝国日本）が機関銃を持った酔払いの野蛮人のようにそぐわないという点を無視しているからである。また、次の局面でこの二国が、外部や補助的な資源をいかに動員できるかにかかわらず、さらなる事業展開の合理的な機会さえ現れれば、必ずや連合を組むという明白な宿命を見落としている。すなわち、この連盟は、圧倒的な力によって平和を強制し、かつ、平和諸国の安全に反するあらゆる動きを予見できる立場に立たねばならない。」¹³⁴⁾

その後のドイツと日本の接近を先取りしていたようなヴェブレンの見方がここにある。ヴェブレンは「帝国（主義）勢力の決定的な崩壊がなければ、いかなる平和的な国際連盟も休戦協定以上の成果を上げることはできない。そのような崩壊を前提とすれば、連盟は『戦備』というより費用がかかる面倒な方法ではなく、むしろ全面的軍備削減というかたちで経済的に運営した方がよい」¹³⁵⁾と指摘するが、軍縮や停戦の困難さも同時に指摘される。ドイツの敗戦なくして平和の達成は難しい。また、ドイツと日本の場合には、帝政から民主制への体制変革は極めて困難であるとされた。この理由について、ヴェブレンは「ドイツの場合、さらに日本の場合には、帝政体制の強さは民衆の揺るぎない忠誠心にある。これは当初はほぼそのまま残り、その後もごくわずかな程度でしか減少しない。したがって、帝政体制が形式上存続する限り、その権力が正式に廃止されても、民衆の忠誠心は維

持され、事態の推移は実質的に以前と変わらない状態が続くだろう。実質的に、民主主義の基盤への転換を図るには、王朝的な血統を徹底的に洗い流さねばならない。そしてこの転換こそが、平和的な国際連盟の成功に不可欠である。なぜなら、事実上の民主主義的体制以外のいかなる体制も、その評判の良し悪しを問わず、必ずや王朝の権力拡大を図る陰謀を企てられるからである」¹³⁶⁾とみたのである。ノルウェー系移民の家に生まれたとはいえ、英語圏のアングロサクソン社会に住むヴェブレンにとっては、なぜ、ドイツや日本のような帝政体制が愛国的忠誠心をもつような好戦的国民を生み出すのか、その分析に多くの頁を割き、国際同盟組織の存立は帝政国家の降伏＝敗戦なくして困難であることをつぎのように指摘した。ヴェブレンはドイツの現状を念頭に置きつつも、日本の今後の方向性なども考え続けていたことがわかる。

「したがって、平和を強制する同盟は、その体制を、強大な好戦的國家の無条件降伏という条件の下で平和を強制することから始めざるを得ない。これは、これらの國家が現在存在する状態において、絶対的かつ取り返しのつかない敗北を喫させることによってのみ達成し得る。現状の権力構造において、疑問は必然的に生じるだろう。つまり、その目的は代償に見合うのだろうか。この問いへは、当然ながら絶対的な答えは得られない。結局のところ、好みや先入観の問題に帰着するからだ。また、この問いへの回答は、平和を追求するこれらの平和的な國家が取らるだろう行動方針に特に関連性を持たない以上、ここではあまり意味をなさない。むしろ重要なのは、この問題が最終的に具体的な形で提示された際に、これらの國民がその点についてどのような実践的な決断を下す可能性が高いか、と問うことである。……もし現在、安定した平和が好戦的諸國から特権階級と王族を根絶する代償を払ってのみ得られると認識されるに至ったならば、平和的諸國がその解決策を講じることを躊躇しないと考えるのは、彼らの現在の精神状態からすれば、決して不合

理ではない。ただし、常に戦争の行方がその措置を必要とする方向に進むこと、そしてまた、彼らがそのような思い切った決断を下す覚悟を固めるのに十分なほど、戦争が十分に長く、十分に厳しいものであることが条件となる。」¹³⁷⁾

ヴェブレンは英国の参加がこうした国際機関の成立に不可欠とみて、「英国は構想される平和の家の二大支柱の一つである。さらに付け加えるならば、重大な反論や不快感を招く恐れなくいえるのは、英国は平和國家の中でも、万一の緊急事態において自力で自らの立場を守り抜く能力に最も近い國であるということである。良くも悪くも、英国のこの計画への参加は不可欠であり、英国は事実上自らの参加条件を提示できる立場にある。大英連邦—この文脈では極めて包括的な表現—は、もし太平洋連盟が形成されれば、和平交渉で帝國連合に提示する条件において、その中核をなすに違いない」¹³⁸⁾と指摘している。こうした英国にも国内事情がある。政治家、貴族（紳士）階級や投資家階級、労働者階級の戦争と平和をめぐる利害関係もそこに反映する。ヴェブレンは、「英国の特権階級は、この時点で、戦争の過度の長期化が、現代の条件下における國家の物質的幸福に関して、彼らの無能さと無力さが國民に認識させる時間を与え、彼ら自身と彼らの既得権益（金銭的・道徳的）にもたらす危険性を認識できる。國家の戦争体験がそのような結果をもたらすためには、戦争時期は、社會の希望や懸念がこれまで想定してきた範囲を超えて延長されねばならない。しかし、この論点には留意すべき価値がある。すなわち、この前提条件の中に、英国憲法に明文化されていない条項が失われるというわずかな可能性が潜む。そうなれば、所有権と投資の権利がある程度神聖さを失うという可能性もわずかながらある」¹³⁹⁾とみる。ヴェブレンは欧州の戦争を通じて、いままでの経済理論など固定観念が大きく変わる可能性にも言及する。「現代の固定観念におけるさらなる、そして、ある意味ではより不確かな崩壊の兆候を指摘する必要があるように思える。現代経済學の前提概念、そ

して経済理論と法理論の両方において最も根強い幻想の一つは、資金の不可欠性、そして資金の供給または差し控えによる産業活動の厳格かつ絶対的な制約であった。これまでの戦争経験は、必要に迫られれば資金や金融取引—信用、取引、売却、支払能力—が省略可能であることを暫定的に示唆した。そして、この種の機械的な事実の流れ—今回の関心が必然的に集中するものであり、結果をもたらすと期待されるもの—を深刻に妨げることなく、そうした省略が可能であるように思われる。最近では、事態はさらに明らかになりつつある。さらなる経験と技術的要請の一層の圧力の下で、この点において金融上の取り決めが不可欠あると考えられるのは、それが不可欠であると見なされるという取り決めがなされたからであり、その限りにおいてのみであるということである。それらは、金銭的利益が仲介において促進または保護される場合に限り、不可欠な仲介手段である。今回の交戦国のように国家体制が実質的に支払不能に陥った場合、財政的手段を用いなくても、国家の諸問題をより容易かつ効果的に処理できることが明らかになりつつある。・・・¹⁴⁰⁾。

また、対外的な和平交渉は国内政治においては、国民の利益や感情によって、外交にあたる政治家や外交官への信用も変わる。したがって、先にみた国際同盟への認識も、国民の思考習慣にも依存することになる。戦争が長引けば、和平を希求する国民の意識も高まるものの、外交にあたる政治家への信用度が高まるとは限らない。さらに、対象国の政治体制の変革なくして、和平の行方も変わるのである。ヴェブレンは、つぎのように分析する。「要するに、英国をはじめとする各地で、実効的な慣行や習慣、感情が次第に俗化していく中で、第二の王朝的権力が王政の権力であることをやめ、王朝や王族、特権階級が捨て去った民主的共同体の様相を帯びるまでは、決して和平が実現しないだろうという希望、あるいは懸念を抱くわずかな根拠が存在する。これはおそらく、敵対行為の長期化を意味するだろう。王朝や特権階級が利用可能な資源を完全に枯渇させるまで、そして同

様に、交戦国の中でもより近代的な国家での特権階級が、なすべきことを担うべき下層階級によって指導権と裁量権を奪われるまで、あるいはそのような状況にかなり近い局面が訪れるまで続くことを意味するのである。そのような事態の展開と結果にかかっているのは、実行可能な平和連盟の成立の可能性でもある。上流階級と金権支配の無益さをさらに経験せず、前例と既成権威を信用失墜させなければ、例えば、勝利した連合国が、ドイツ帝国とそれに伴う帝政国家を構成する寄生階級を強制的に排除し、近代的な共和政体という形で人民の民主的組織に置き換えるという徹底的な措置を取ることは、ほとんど考えられない。そして、そのような性質の変化が、その国家と地図上に残る同盟国に影響を与えない限り、いかなる平和的中立国連盟も、たとえ一時的にせよ、その事務を管理することはできないだろう。それは、同じ地域からの将来の王政的企てに対する競争的軍備を伴う戦時体制に依存するほかないのである。。つまり、祖国（ドイツ）とその同盟国において、帝政を廃止し、特権という封建的残滓をすべて撤廃するとともに、それらの国々を階級のない人々で構成される共和国の地位に降格させる以外に、永続的な平和は実現不可能だということになる」¹⁴¹⁾。ヴェブレンは、戦争と平和を種々論じてきた結果、ドイツなど帝政国家の解体なくして世界平和が難しいことを主張したのである。さらに、ヴェブレンはドイツの「敗戦後」の民主化 (democratically rehabilitate) と「中立化 (neutralization)」にも踏み込み、そのためにはドイツに対する、あるいはドイツの他国（植民地を含む）へのあらゆる種類の貿易差別の廃止を提案する。植民地領有について、ヴェブレンは本国にとって物質的な利益をもたらすものではないとしたうえで、「植民地の所有は、万一の事態に備えて植民地を維持するための軍事的準備を行う上で便利な口実であり、また国民の誇りを奮い立たせ、それなりの愛国的敵意の精神を生き続けさせる便利な手段でもある。戦争時にこうした占領から実際に得られる物質的利益は疑わしいものであり、最終的に実質的

な利用価値がある可能性は低い。しかし、帝国主義的野心に染まった国家組織の手中にある限り、占領地が外交的紛争の温床となり、軍備拡張の口実となり、国際的な不満を招き、最終的には侵略の要因となることは疑いようがないのである¹⁴²⁾と指摘する。米国やロシアと違って、国内に資源を持たない帝政国家にとって、貿易制限はその経済活動の大きな制約になるために、植民地の領有は「自己完結的経済」となる可能性を高める。しかし、同時に戦争による貿易制限によって大きな影響を被るのである。植民地領有と戦争は貿易という面で二律背反的な関係にあることを、ヴェブレンは意識して、つぎのように総括する。「米国やロシアのような、国境内に極めて高価かつ多様な資源と、広範に分散・多様な人口を抱える広大な大国では、世界全体との産業的関係を阻害する貿易制限によって被る損害は、当然ながら比例して軽減されるであろう。そのような国は、ミニチュアの産業世界に近い存在となる。ただし、文明国はいずれも、大小を問わず、外国からの供給を相当程度頼らずに通常の産業活動や生活様式を維持することはできない。しかし、たとえば、ドイツやフランスのように、狭い国土で天然資源が比較的限られている国は、たとえ最も厳しい制限や犠牲を伴う措置を講じたとしても、産業の孤立と『自給自足』を達成できるのはごく限られた程度に過ぎない。これは、現在の戦争において明らかになっている¹⁴³⁾。

戦時下で苦境にあるドイツ国民もこのことに気づいているはずである一方で、プロイセン以来の政治家はカメラリズムという旧来の理論にこだわっていることに、ヴェブレンは苛立ちを示す。戦争は貿易の制限から生まれやすく、ヴェブレンが自由貿易主義者であったことはつぎのような指摘から理解されよう。「そのような措置は必然的に幾分無益なものとなるだろう。なぜなら、『商売（ビジネス）は商売（ビジネス）』であり、すべての事業者に課せられた『安く買い高く売る』という道徳的必然性によって、不採算的なボイコットに課される現実的な制約が、それを密かに無視できる程度にまで緩和し

てしまうからだ。愚かな政治家や私利私欲に走る実業家がいなければ、中立国連盟が政策として追求すべき課題として、これらのいずれかの国を貿易的に孤立させる措置が検討されるなどとは考えられない。そして、愛国的な嫉妬や復讐心に駆られた感情が、平和と安全への願望に取って代わることを許される場合にのみ、そのような措置が検討に値するのである。この戦争的冒険を企てた過ちを犯した諸国に対する罰として考えられるならば、貿易ボイコットのようないかなる措置が主たる加害者、あるいはその責任ある共犯者さえも傷つけることはできないことは十分に明らかである。むしろそれこそが戦争の根源であり、これなくすることで戦争の企てが人類の交流から消え去ることを期待できよう。国家間の嫉妬と国際的憎悪の精神を生き続けさせることで、軍国主義的利害関係者の思うつぼとなるだろう。その罰は、あらゆる経済的負担や不利益が常にそうであるように、一般市民、すなわち基盤となる民衆へ降りかかる¹⁴⁴⁾として、ドイツ国民が「長年にわたって、絶え間なく、かつ、無力に王政への忠誠、国家的敵意、従順な自己犠牲の精神へ鍛えこまれ¹⁴⁵⁾、帝国的政策の犠牲者になっている現状に言及する。

つぎに、ヴェブレンは戦争責任にふれ、それは一般民衆ではなく指導者層である。ヴェブレンの表現では次のように示される。「達成すべき目的が連合国側の勝利ではなく、敗戦国政府を打ち負かした敵としてではなく、有罪の支配者によって招かれた不当な不幸を共にする仲間として扱う点で一致している。そして、これらの国民から利益を得ようとはせず、不当な苦難を課すこともない。その支配者たちは明らかに排除されるべき存在である。敗北した敵対者としてではなく、彼らが危害を加えてきた諸国民の平和と安全のために、必要と認められる手段をもって対処すべきである¹⁴⁶⁾」として、ドイツに対してはつぎの条件が示されるべきとされた¹⁴⁶⁾。①「帝政体制の決定的な排除、ならびに帝国内諸州の君主制体制及び特権階級の排除」、②「すべての軍需品、陸軍・海軍の、防衛用・攻撃用の装備の撤去または破壊」、③「帝

国及びその構成員の公的債務の免除—帝政政府の有罪事業に付随するものとみなされる帝国の債権者たち」, ④「戦争遂行に寄与した産業設備及び資源の没収は、同様に付随的な行為として扱われる」, ⑤「戦争遂行のため、または戦争に起因して、協商国交戦国または中立国によって負われたすべての債務を連盟全体が引き受け、そのように引き受けた債務を、敗戦国の国民を含む連盟の加盟国間で公平に分配すること」, ⑥「侵略された領土の民間人へのあらゆる損害に対する賠償—賠償手段は、敗戦国の全財産のうち、たとえば人口の貧しい四分の一を除く三分の四が所有する財産の平均額を基に算定された、かなり控えめな上限額を超える部分を没収することによって調達されるものとする。貴族階級は、帝国の有罪な企てに共犯者として適切に扱われるべきである」¹⁴⁶⁾。戦争債務を連盟加盟国が公平な立場で負担するというヴェブレンの構想は、実現されることがなく、この問題はその後第二次大戦の火種となったことは周知のことであろう。ヴェブレンは、連盟について英国が主導し、米国も参加すべきと考えていたが、英国民にはドイツへの「深い復讐心と憤り」があるために困難な面があるとも指摘し、実際には、敗戦国の民衆が大きな負担を強いられることになることを予想した。ヴェブレンは、「この場合の報復は、敗戦国の責任者に深刻な影響を与えることなく、敗戦国の一般民衆に降りかかることは明らかであり、敗戦国に愛国的敵意を養う新たな不満と、報復の機会をうかがう警戒政策への新たな動機を残すことになるだろう」¹⁴⁷⁾と予想した。敗戦処理は単に勝利国と敗戦国との関係のほかに、それぞれの国の国内事情—国民感情も含め—が複雑に絡むのが通常である。ヴェブレンも「敵国に「正義」の実現を求める民衆の要求に応える報復の方法は、戦争の行方で左右される可能性が高い。その発生頻度も同様である。もし、戦後においても政府の権力機構と裁量権が紳士階級にとどまるならば、敗戦国の国民への金銭的負担という紳士の慣行に沿った報復形態が取られる可能性が高い。これには外交的に規定された領土・植

民地の割譲などが伴うものである。事実上の敵対者を礼儀正しく脇に置きつつ、支配層の紳士の投資家には金銭的利益を、役職保持者の階級には新たな官職の俸給をそれぞれ与えるような措置は、明らかに敗戦国の一般民衆に重くのしかかり、責任ある当事者層には深刻な影響を与えずに、敗戦国には新たな不満を植え付け、愛国的敵意を育む糧とし、報復の機会を伺う待機政策への新たな動機を与えることになる」¹⁴⁸⁾と指摘して、敵意に満ちた報復=復讐が醸成されるのを危惧したのである。

ヴェブレンは、ドイツ国民の今後について、「同じ血筋の英国人やスカンジナビアの隣人たちに決して劣らず寛容さと隣人としての礼儀を備えている。だが、もし彼らが自らのやり方に任せられ、腐ったような国家支配の虚栄心に触れることなくいられるならばの話である」¹⁴⁹⁾と留保するものの、ドイツ国民に「帝国狂犬病(imperial rabies)」が再発する危険性があるために、ドイツの「無力化(neutralization)」が必要であるとする。ヴェブレンはそのような無力化がドイツ国民によって実行されることに期待を全く寄せていない。他方で、ヴェブレンは、フランスではなく、英国が主導国となりその果たすべき役割について、つぎのように指摘する。「英連邦の手によって、新たな状況はドイツ帝政体制と軍人階級の排除を必要とする。ドイツ諸民族を、国家間貿易差別に対する十分な保障を伴う無制限の民主主義基盤へと移行させること。また、周辺領土に対する英国の一切の保護統治権を放棄すること(ただし現地自治を保証するために必要な範囲を除く)、国際連盟に加盟する諸国のあらゆる治外法権的主張の取消し、諸国家体制の中立化(実質的な軍縮を伴う)ならびに貿易制限およびあらゆる国家間貿易制限の撤廃、国際連盟加盟諸国の治外法権的主張の全面撤廃、各国家体制の中立化(実質的な軍縮を含む)・貿易制限の撤廃、国民個人による治外法権的金銭的請求権・利益の国家防衛措置の全面廃止。海上の支配権は英国の手に委ねるのが最善」¹⁵⁰⁾である。ヴェブレンの視点は、ドイツだけでなく、同じ帝政をとる日本に向け

られた。欧州で唯一の帝政国家ドイツの敗北は日本にも影響を及ぼすとみた。ヴェブレンは、こうした帝政国家にとって国民精神としての愛国心の功罪を論じてきたわけだが、愛国心の背後にある動機には二つの形があるとみる。「この国民精神を通じて愛国心＝熱意を用いて生み出される動機は、二つの大類に分類される。すなわち、王政的野心と商業的事業である。この二つの範疇には共通点がある。どちらも、社会全体にとってわずかな物質的利益を少しも含んではないことである。しかし、同時に、両者とも現代人の慣習的評価では高い威信の価値を有している。王政的野心と軍事的企ての関係、そして国家の愛国心が王政体制に提供した国家資源と人的資源の収益権の行使については、既に上述の王政国家とその支配のための支配の追求に関する反復的な議論の中で、おそらく過剰なほどに詳述されてきたのである。平和を脅かす強大な王政国家に対して取るべき措置についても、おそらく過度に自由に、概説されてきたことなのである」¹⁵¹⁾。

この王政国家はかつての時代とは異なり「立憲君主制 (constitutional monarchy) の形をとっている。これはドイツだけではなく、準王政的 (quasi-dynastic) から疑似王政的 (pseudo-dynastic) なものを含め、英国やオランダ、バルカン諸国、北欧諸国でもみられる。同じ王政体制といっても、これらの諸国間の実質的な政治形態は異なっており、ヴェブレンはドイツのある種の特異性を分析しようとする。前述の二つの範疇のうち、商業的事業についてみれば、国家の役割の一つは商業取引・事業を、国境を越えて発展させる義務であり、それゆえに他国との利益とぶつかり合い、国際的な摩擦が生み出されるものであるが、そこには国家的な野心のあり方が大きく投影するのである。ヴェブレンも、「いかなる紳士的な政府においても、それは国家の理想と深く結びついているため、外国における投資家の権利、あるいは外国との取引に関わるその他の事業に対するいかなる侵害や回避も、直ちに国家の物質的利益のみならず国家の名誉をも巻き込むことになる。

ゆえに国際的な猜疑心と、最終的には紛争が生じるのである」¹⁵²⁾と前置きしたうえで、立憲民主政体国家の行方に危機感を示す。「現代の民主的共同体を一般的に覆う立憲君主制は、公共の平和に対する脅威であり、いかなる平和的な中立国同盟も、いかなる場合においてもそのような制度を存続させることを許せば、自らに災いと将来の敗北を招くことになる。自由に行動するならば、また、仮にそれが可能であるならば、計画されている同盟は論理的に、その加盟国の中からあらゆる君主制の体制、立憲君主制であれその他の形態であれ、排除すべきである。計画中の中立国連盟を創設する交渉で、このような動きを期待するのは明らかに非現実的である。しかし、この点をここで指摘するのは、主に、そのような連盟の形成を試みる際に直面する困難な局面の一つを示すためであると同時に、決定的な措置が取られない限り、連盟の管轄権が負担せざるを得ない恒常的な国際的摩擦の根源の一つを示すためである」¹⁵³⁾。ヴェブレンは、君主制 (monarchy) は、それがたとえ空疎な君主制 (inane monarchy) であっても、「君主制は紳士的な政府体制の重荷を背負っている一養われる階級 (kept classes) による、そして彼らのための政府である—。そのような政府は必然的に、投資された富からの収益を視野に入れて国政を運営し、国の物質的利益を投資という形態で現れる範囲内でのみ認識される。これらは国際的な嫉妬、差別、誤解を生む唯一の物質的利益形態であると同時に、個人の利益に過ぎず、社会全体にとって実質的な用途や価値を持つものではない。君主制体制とそれに伴う紳士的な政府機構が存在する限り、投資された富の権利が一般の認識において不可侵と見なされ続ける限り、国際的対立のこの不吉な原動力を回避することは不可能なのである」¹⁵⁴⁾と指摘する。

このようにドイツなど立憲君主国をみるヴェブレン自身は、自国の米国を考えていたのだろうか。ヴェブレンは、「米国の国家体制は、この方向性においてかなり特徴のあるタイプである。実業家のための実業目的の政府である。そ

して、この実業利益のシンジケートを囲い込むために、当然の紳士の気質や公認の血統といったタブーは存在しない。こうして、すべてが一般市民とその平凡な境遇の崩壊に一步步近づいている。これらの民主的な政治家によるビジネスライクな体制は、民衆のあらゆる事柄に対する軽信を盾に、私的利益追求のための企業活動を擁護し支援する点で揺るぎない。これらの国々では、企業の称賛に値する業績がかなり広まっており、その影響力は非常に広範である。奇妙な効果をもたらす感傷的な大衆の信念が蔓延している。すなわち、そのような共同体の市民は法の下で階級のない平等者であるから、何らかの形で皆が隣人の犠牲を代償に取引によって富を得られるものである¹⁵⁵⁾ととらえた。君主制など封建的遺制を持たず、紳士たるべきモラル的制約の希薄な米国社会では、ビジネスマンたちの貪欲さ＝私的利益は無条件に容認されることになる。このような米国の平和維持のためのなんらかの協定締結への関与について、ヴェブレンはつぎのように展望した。

「米国人が敵対行為終結後に何らかの平和維持協定の締結を試みようとしないうけではない。不測の事態がない限り、その試みがなされ、米国人がその推進に積極的に関与することはほぼ確実である。しかし、疑問は、彼らが国内の平和を守るために必要な種類の協定につながるような方針を取るかどうかにある。経済界は短期的な国家の必要性に目を向けている。議会やその他の場の代表者を通じて、経済界は、国家の軍備増強や軍需物資の将来需要、国家資金の支出増加を伴わないいかなる平和協定にも反対する姿勢を示す可能性が高いように思われる。米国の参加か否かにかかわらず、欧州の平和を望む諸国は間違いなく、平和維持を目的とした連盟または同盟の形成に努めるであろう。もし米国がこの協定に加わらないならば、それは、おそらく、ドイツ連合に反対する交戦国による防衛同盟の継続以上のものにはならないだろう。いずれにせよ、構想されているこの連盟が、共通の敵に対する防衛的軍備の協定に過ぎないの

か。その場合、必然的に一時的なものとなるだろう。あるいは、より包括的で緊密な性格の連合体となるのか。その場合、軍縮と、そのような国家的主張や形式主義の禁止・否認によって、いかなる平和の破綻も回避するように設計されるだろう。この点については、依然として疑問が残る。あるいは、より包括的で緊密な連合体となるのかどうかは依然として疑わしい。後者の場合、平和の破綻を回避するために、軍縮と、締約国の愛国的感情が放棄を認めるような国家的主張や形式主義の禁止・否認によって設計されるものである。したがって、成立する平和の性質とその持続可能性は、その基盤となる平和条約の形態に大きく左右される。そして、この条約の形態は、ドイツ帝国の支配下にある好戦的連合が、平和の将来的な妨害要因として状況から効果的に排除される度合いに大きく依存する。これは、先に述べた通り、戦争の継続期間と密接に結びついた問題である。」¹⁵⁶⁾

改めて、ヴェブレンの洞察力の鋭さに驚かされる。同時に、第二次世界大戦へとつながる諸要因が温存されていたことに気づかされるのである。

9. 平和と価格体制

ヴェブレンは、基本的に戦争を道徳的ではなく制度的に分析する。つまり、戦争は企業利益につながるものとしてみる。必然、戦争から平和への移行は価格体制に大きな影響を与える。ヴェブレンの「平和論」の最終章はこの問題を取り上げたのは当然ともいえる。「平和」の概念は国により異なる。ヴェブレンはドイツにとって、それは一時的な「休戦」＝戦争への準備ととらえられているとして、「このドイツ的な観念は、現在の平和観念の中で最も劣ったものと断じてよい」¹⁵⁷⁾と強調する。ヴェブレンは、歴史を振り返って、「19世紀の政治家たちの理想は、勢力均衡によって平和を維持することにあった。それは対立勢力の不安定な均衡状態であり、均衡による平和の代償として永遠の

警戒が必要であることが認識されていた。それ以来、20世紀の戦争がもたらした教訓によって、絶え間ない警戒がもはや均衡による平和を維持し得ないことが明らかとなり、勢力均衡は時代遅れとなった。同時に事態は大きく変化し、文明国の大多数は今や、平和こそが自らの利益であると認識するに至り、さらなる支配を求める機会はなくなった¹⁵⁸⁾と述べる。従来の平和への動きは、「国家間の不均衡を武力による共謀的な保護」¹⁵⁹⁾ととらえられ、必然的にそのような平和は不安定なものであった。

そうであるならば、第一次大戦から何を学ぶべきなのか。ヴェブレンは、「大戦争の経験によって明らかにされた、現代の状況の特異性の中に、現代の戦争行為と産業の通常のプロセスとの間の密接な類似性がある。現代の戦争と現代の産業は同様に、機械技術者、あるいはむしろ機械論的な種類の工学科学の専門家による監視と指示の対象となる技術のプロセスによって遂行されている。現代の戦争も現代の産業も、機械技術者、あるいはむしろ機械論的な工学の専門家による監視と指揮下にある技術のプロセスによって遂行される。戦争はもはや勇敢心と強靱な腕の問題ではない。これらの特徴が現代戦争においてその地位と価値を持たないわけではないが、もはや主要な、あるいは決定的な要素ではなくなった。この戦争において重要なのは技術的功績である。つまり、技術科学、産業装置、技術訓練の成果がそれを成す。先に述べた通り、これはもはや紳士の戦争ではない。そして紳士たるものは、この戦争のゲームにおいて、邪魔者同然の存在に過ぎない。現代計画に基づく戦争遂行には、大量かつ高度な技術と工業経験が不可欠であり、また、この戦争に必要な物資を供給する大規模で効率的かつ最新の工業共同体と工場も不可欠である」¹⁶⁰⁾と述べる。このように戦争は技術力＝軍事工学や工業力によって大きく変わってきたにもかかわらず、それは国家間の競争と嫉妬という個人的な次元での政治によって引き起こされ、個人の「個人の技能、器用さ、判断力」によって人力と個人的資質が大きな影響を持ち続けたものの、「産業

とその技術は、知らぬ間に非人格化の方向へ変化を遂げていった」¹⁶¹⁾のである。ヴェブレンは、産業の発達や高度化は戦争を引き起こす敵意を喪失させたのかどうかについて、「封建制からの脱却において西洋文明の先駆けとなった諸国では、産業技術の高度化によって植え付けられたこの現実的な敵意の解体作用が、王朝支配の基盤となる個人の差別化に関する先入観をある程度失墜させる効果を明らかに発揮してきた。しかし、この機械的技術の規律が完全な成果を収め、決定的な結論に至った事例は未だ存在しない。その一方で、戦争と政治は概して古来の次元で継続してきた。おそらく公平に言えば、政治がそう継続してきたのは、戦争の事業が依然として技能、器用さ、判断力、勇気、狡猾さ、個人の力と欺瞞といった個人的力量の問題であり続けたからであろう。近年、漸進的ではあるが確実に、戦争の技術もまた機械的な次元へと移行しつつある。そして、その最新段階、およそ世紀の変わり目あたりには、戦争の論理もまた、近代的な産業技術の状態を形作るのと同じ機械論的論理となったことが明らかである」¹⁶²⁾ととらえたのである。

ヴェブレンは、戦争は近代産業技術に依存するようになり、「現代の工業技術を徹底的に活用しなければ、いかなる国家も現代戦争において立ち向かうことなど望めず、ましてや軍事的事業で進展を遂げるなどまったく不可能である。これは、当面、帝国主義の野心を抱くいかなる勢力も、その基盤となる国民が近代機械産業の手段と方法を習得できるよう、躊躇なく措置を講じねばならないことを意味する。これはまた、大衆教育が、この種の産業と生活様式において有用となる程度まで配慮しなければならないことを意味する。当然ながら、国民が徹底的に訓練され、徹底的に教育された国家のみが、文明のこの最終段階において強大な勢力としての地位を維持する機会を得られることを示す」¹⁶³⁾ことになり、こうしたことへ対応しうる国家が戦争で勝利することになる。王政国家は果たして対応可能だろうか。ヴェブレンはそこにドイツやロシアのような王政国家のジレンマ

が生じているとみた。「王朝国家は明らかにジレンマに陥っている。近代計画に基づく戦争的企てに必要な準備は、長期的に王政国家の基盤を崩壊させるものと見なせる。しかし、この効果は、たとえこれまでのように中程度の長期にわたって物事が進行した場合でも、関係する政治家が適切な予防措置を講じた場合には、それは長期的にしか期待できない。これは、ホーエンツォレルン家の古風な統治のもとで過去半世紀にわたりドイツ民族の古風な特徴が成功裏に保存されてきたことから示唆される。これは習慣化の問題であり、時間を要する。同時に、教化によってある程度中和される可能性もある」¹⁶⁴⁾。ヴェブレンは日本についても言及して、「日本の場合、単独で見れば、これら他の事例とやや類似した状況にある。時が経てば、おそらくそれほど長い時間を要しないだろうが、日本国民は近代技術を十分に習得するだろう。それは他国と同様、現在の高い非識字率の事実上の消滅と、国民が抱く迷信的で粗野なナショナリズムの、ある程度は失われるだろう。……しかし、結果としての思考の崩壊傾向も、日本の愛国的献身の聖域にまだ侵入した兆候は見られない」¹⁶⁵⁾と指摘した。慧眼といえよう。ヴェブレンは、帝政日本の方向をつぎのように予想した。

「それは時間と習慣化の問題である。時間と習慣化によって、天皇はいつの間にか神聖な血統であることをやめるかもしれない。結果、天皇の名の下に事業を行う政治家たちのシンジケートは、その代償を支払う人々から帝国の拡張政策を問われることになるだろう。しかし、帝国のシンジケートが外部からの妨害を受けずに現在の特権を享受し続け、それゆえに朝鮮、中国、満州において累積的な略奪を中断なく続けられる限り、愛国的熱狂が冷める可能性は低く、それゆえに日本人の忠誠心の衰退は遅らされるであろう。しかしながら、たとえ不幸な隣国に対する集団行動の自由な手腕として、どんな可能性も認められたとしても、近代産業技術への傾倒と不可分と思われる懐疑主義と個人支配への不服従が、

やがて日本人の忠実な従属精神を凌駕するであろう。そして帝国日本の機会が、この間隙にある。同様に、広範な平和の推定される攪乱者としての帝国日本の脅威もまた、この間隙にある」¹⁶⁶⁾。

ヴェブレンは、近代的な産業技術の普及が、やがて、習慣化していた闘争的な愛国主義（ナショナリズム）を衰退させると楽観視したものの、他方でドイツや日本のような帝政国家が皇帝や天皇への忠誠心を保持したまま近代技術を利用する侵略的戦争の脅威に言及した。日本はこの「間隙」を残したままに第二次大戦へと向かうことになったのはいうまでもない。一体全体、大量破壊を伴う戦争から得られる国益とは何であろうか。かつての手工業や小規模設備を基礎とした生産体系は、産業技術の発達によって大規模化し、工場生産が普及することになった。こうした産業のマネジメントはビジネスライクなものであり、営利原則＝利益の確保の下で行われる。ヴェブレンも、「産業の営利的な経営は利益獲得のために行われ、それは市場の条件を満たす場合にのみ得られる。産業活動が営まれる価格体系は、市場需要を超えた生産、あるいは供給側で市場が決定する生産費用を十分に考慮しない生産を許容しない。したがって、いかなる企業も、取引の許容範囲内、すなわち得られる最大の純利益をもたらす範囲を見据えて、その運営を調整しなければならないのである。価格制度が支配する限り、すなわち産業が利益を目的とした投資によって運営される限り、産業プロセスを収益性のある価格の要求へと調整する必然性から逃れられない。そして、この調整は、産業プロセスの慎重な加速、あるいは、縮小によってのみ行われ得る。これはサボタージュの定義に合致する。したがって、賢明な経営管理、特に、安全かつ健全な経営と呼ばれるものは、本質的にサボタージュの賢明な運用、すなわち手元の生産能力を下回る水準へ生産プロセスを意図的に制限することに帰着するのである」¹⁶⁷⁾と指摘する。戦争と和平の背後にあるのは、こうしたマインドをもつ産業人＝実業家、政府や行政の立場の属する人びとであ

り、ヴェブレンは「責任ある役人とその最高行政官、つまり、合理的に『政府』あるいは『行政』と呼べる範囲で、これらは極めて一貫して、また特徴的に、受益者階級から選出される。貴族、紳士、あるいは実業家、いずれも同じことである。要するに、一般民衆はこれらの領域に足を踏み入れることもなく、国家の運命を導くと称するこれらの協議に参加することも許されていない。……」¹⁶⁸⁾と分析する。

一方で、ヴェブレンは、そうした状況にあっても、世界的にみて、経済は市場体制の下に再編成されていくことを冷静にみていた。ヴェブレンは、『営利企業の理論』以来の大企業支配の進展の視点から、「市場、すなわち生産と生計のあらゆる事柄における価格体制（price system）の支配は、その規模と包括性を増すことが予想される。結果、産業と生計のほぼすべての事柄は、今日問題となっている程度を超えて、市場価格の問題に左右される。過去数十年間の経過が示すように、投資、企業の結束、および経営の漸進的な拡大と統合は、従来どおりの路線で進むことが期待される。市場状況は、それに応じて、次第に高まる程度で、大口の投資資産を処分する権限を持つ実業家、あるいは実業家組合の正当な裁量権下に置かれるべきである。いわゆる『大企業』は、合理的に見て、さらに巨大化し、金融市場や労働市場を含む市場状況に対して、ますます妨げられない支配力を行使することが予想される」¹⁶⁹⁾と展望する。それでは、和平後に、こうした中で、人びとの生活水準を引き上げつつ、軍備を最小限に抑制することなど可能なのだろうか。ヴェブレンは、和平の成立により確実な安全保障の条件下で、ビジネス活動の自由度が拡大すれば、以前よりも大企業間のはるかに大規模な連合（larger coalition）が出現することをつぎのように予想する。

「より大規模な資本連合は、共謀する小規模連合よりも価格を維持し、必要ならば引き上げる能力に優れている事実は、過去数十年の大規模企業組織の大きく成功を収めた経営実績によって十分に実証されている。つまり、

投資に対して大きな収益を上げるという点で成功を収めてきた。これらの連合体の仕組みを詳細に検証すると、より明白な事実は、彼らが生産量を制御することで価格を利益を生む水準、いや驚くほど高い利益を生む水準を維持できる点である。この種の生産量統制は、もし利害関係のある労働者が賃金維持を目的に実行すれば、妨害行為（サボタージュ）とみなされるだろう。……平和と安全が広く保障される新体制の下では、こうした資本形成と企業活動は、その規模と運営の安定性において一定の進展が見込まれるだろう。実際、人間の関心の範囲内で、これほど確信を持って事前に見通せる事柄はほとんどない。もし財産権がその範囲と規模において、今日の法律と同様に完全に維持されるならば、大規模な事業活動が現在の社会全体の諸事象と運命に及ぼしている影響力は、想定される新たな状況下において、より強固に成長し、私的利益のためにより遠慮なく利用されることになるだろう。論理的な帰結として、国富は比較的ごく少数の富裕な所有者層に加速的に集中し、比較的取るに足らない半依存的な中流階級が形成され、大多数の国民は今日以上に貧困に陥るだろう。……しかし議論の現実的な必然性は、この見込まれる発展の経済的・社会的帰結へと回帰する。すなわち、平和になった国家が事実上二分されること、つまり、一方では共同体の富を所有し、その純生産物の優雅さを追求する消費のために少数の紳士階級へ、他方では共同体の労働を担い、最低限の生活水準へと低下する貧弱な生計で暮らす不幸な民衆へ二分されることになる。……同時に、価格体制がそのまま維持され、現在の財産権が引き続き侵害されないという条件で、約束された平和と安全の体制下では、事態が実質的にこのような状態になることは避けられないということを思い出すべきであり、少し考えればその声明は同意するだろう。競争的利益と競争的支出の既知の原則を、実例によってそのように強制する必要がある場合、ヴィクトリア朝の平和のよ

く知られた歴史は、すべての疑問を静めるのに十分である。」¹⁷⁰⁾

ヴェブレンは、本章の最後に、「所有者と非所有者との間のこの最終的な分裂については、合理的な疑いの余地はない。前提条件のうち、まだ実現されていない唯一の項目は、広範な平和の確立である。議論の残りの部分は、既知の現代の産業技術の状態と、同様に周知の価格体制であり、これらが組み合わさって、現代の事業活動の特性を形成している」¹⁷¹⁾と述べたうえで、歴史の教訓として、「時代遅れの制度は廃止に直面する。・・・・・・歴史の経験が疑いの余地なく示すのは、このような制度的矛盾を武力行使によって解消することに伴う深刻な損害、不快感、そして恥辱である。少なくとも強く推定する域に達する限りにおいて、本論で明らかと思われるのは、本件で決定、あるいは選択が二つの選択肢の間にあるという点である。すなわち、価格制度とそれに付随する企業活動が屈服して消滅するか、あるいは平和諸国が、戦時体制へ戻り、所有者による武力による所有権の維持を代償として、法と秩序の金銭的制を維持するか、のいずれかである。現行の金銭的法秩序の維持、すなわち所有権と投資に伴うあらゆる付随的要素は、非戦争的な平和と安全の状態と両立しない。現在の投資、事業、破壊工作の計画は、戦争準備と国家の不安定さが維持されるか、あるいは構想中の平和が不確かな状態に置かれ、国家間の敵意を警戒させておくようなかなりの不安定さを保ち、それによって国内の利益、特に国民の福祉（幸福）に関わるような利益が軽視されるならば、長期的にかなり生存の可能性が著しく高まるであろう。一方、国家間や階級間の利害や感情の相違が不和や最終的な敵対関係を生む要因となるため、可能な限り事前に取り除くための予防策を講じることで、平和とその永続化の推進が著しく促進される可能性もあるように思われる」¹⁷²⁾と指摘する。最後に、ヴェブレンは、平和の持続を望むなら、その構想者たちはその妥協条件（concessive terms）として、「最初から、所有権およびその権利が効力を発揮する価格体系の

現在の緩和と最終的な廃止に向けた動きを起こすべきである。この方向での有望な第一歩は、市民権に伴うあらゆる金銭的権利を無効化すること」¹⁷³⁾であるとする。しかし、そのような権利は現実に可能だろうか。その一方で、ヴェブレンはそれが困難で平和を望まないとするならば、「平和の推進者たちは論理的に適切な予防措置を講じ、相互の嫉妬・猜疑心が十分に不安定な均衡状態をもたらす範囲内でのみ平和的解決に向けて進むべきである。それは、金銭的権益の確立された枠組みが金銭問題への不満によって脅かされる事態が生じた際に、迅速に覆される可能性のある均衡状態である」¹⁷⁴⁾と見通したのである。

最後の結論は、他の多くのヴェブレンの著作と同様に唐突でわかりづらい印象を与える。ヴェブレンは「平和と価格体制は共存できない」ことを随所で示唆する。ヴェブレンのいう「価格体制（price system）」の下では錯乱＝不安定があるほど、企業は軍備拡充を通じて利潤を獲得する。他方で、平和という安定は、価格体制にとって不利であるとみていた。これは国家間の「嫉妬」＝愛国主義の高揚とは別に、価格に代表される産業や企業の状況によって戦争と平和の関係が規定されることを、ヴェブレンは見通していたといえよう。

10. 小括

日本の読者にとって、この著作における帝政ドイツの分析はそのまま日本のことを連想させると同時に、その後の日本の戦争への道を的確に予想していた警告・予言の書となっている―当時、どれだけの日本人が本書に目を通したかはわからないが―。ヴェブレンの視点は、カントの『永遠平和のために』（1795年）から着想を得ても、カントの「理性」と「道徳」による平和の達成には期待を寄せていない。皮肉ではあるが、カントを生んだ「理性」の国＝帝政ドイツに対して、その崩壊を強く望んだ。戦争は国家の指導者の専制や野心、愛国心の鼓舞によって生まれるとみる。近代の戦争は、スポー

ツマンシップに由来する愛国心の根絶はきわめて困難であり、企業の利潤獲得動機と密接に結びつく制度的な問題を抱え、産業技術の発展はいまでいう大量破壊兵器をもたらし、戦争の規模と悲惨さはそれまでの戦争とは大きく異なると、ヴェブレンは説いた。

戦争と和平＝一時的休戦へのヴェブレンの見方は、その根底にパラドシカルな仮定がある。彼のいう「価格制度」＝市場経済体制は平和の下で不安定化し戦争を求めることを示唆する。この関連でヴェブレンが多用したのは「中立化」という概念であった。平和のための価格体系と営利原則の廃止は実質的に困難である以上、国際貿易の中立化＝保護関税の廃止＝中立的な通商ルールと国際協調が鍵を握るとされた。随所で、ヴェブレンは王政の廃絶と民主政体への移行の必要性を強く主張している。実際には、彼がしばしば言及したドイツ帝国、オーストリア・ハンガリー帝国、オスマン帝国、ロシア帝国が次々と崩壊している。その後のパリで開催された講和会議にも、ヴェブレンは関心を持ち続けている。ヴェブレンは、このベルサイユ体制についても論稿を残している。機会あれば、別稿で紹介することにした。

注

- 1) Thorstein Veblen, *The Complete Works of Thorstein Veblen: Economics Books, Business Essays & Political Articles*, Mosaic Books (2017), p.1338.
- 2) *Ibid.*
- 3) *Ibid.*, p.1340.
- 4) *Ibid.*, p.1340-p.1341.
- 5) *Ibid.*, p.1341.
- 6) *Ibid.*, p.1341-p.1342.
- 7) *Ibid.*, p.1342.
- 8) *Ibid.*, p.1343.
- 9) *Ibid.*
- 10) *Ibid.*, p.1345.
- 11) *Ibid.*
- 12) *Ibid.*, p.1346.-p.1347.
- 13) *Ibid.*, p.1347-p.1348.
- 14) *Ibid.*, p.1350-p.1351.
- 14) *Ibid.*, p.1351.
- 15) *Ibid.*, p.1351-p.1352.
- 16) *Ibid.*, p.1352-p.1354.
- 17) *Ibid.*, p.1355.
- 18) *Ibid.*, p.1356.
- 19) *Ibid.*, p.1359.
- 20) *Ibid.*
- 21) *Ibid.*
- 22) *Ibid.*, p.1360.
- 23) *Ibid.*, p.1361.
- 24) *Ibid.*
- 25) *Ibid.*, p.1363-p.1365.
- 26) *Ibid.*, p.1367.
- 27) *Ibid.*
- 28) *Ibid.*, p.1368-p.1369.
- 29) *Ibid.*, p.1369-p.1370.
- 30) *Ibid.*, p.1370-p.1371.
- 31) *Ibid.*, p.1372.
- 32) *Ibid.*, p.1373.
- 33) *Ibid.*
- 34) *Ibid.*, p.1373-p.1374.
- 35) *Ibid.*, p.1375.
- 36) *Ibid.*
- 37) *Ibid.*, p.1378.
- 38) *Ibid.*, p.1379.
- 39) *Ibid.*, p.1381.
- 40) *Ibid.*, p.1384.
- 41) *Ibid.*, p.1386-1387.
- 42) *Ibid.*, p.1388.
- 43) *Ibid.*
- 44) *Ibid.*, p.1389.
- 45) *Ibid.*, p.1393-p.1394.
- 46) *Ibid.*, p.1394.
- 47) *Ibid.*, p.1395-p.1396.
- 48) *Ibid.*, p.1397.
- 49) *Ibid.*, p.1398.
- 50) *Ibid.*, p.1399-p.1400.
- 51) *Ibid.*, p.1404-p.1405.
- 52) *Ibid.*, p.1405-p.1406.
- 53) *Ibid.*, p.1408.
- 54) *Ibid.*, p.1412-p.1413.
- 55) *Ibid.*, p.1415.
- 56) *Ibid.*, p.1419.
- 57) *Ibid.*, p.1421-p.1422.

- 58) *Ibid.*, p.1422.
- 60) *Ibid.*, p.1424.
- 61) *Ibid.*, p.1425-p.1426.
- 62) *Ibid.*, p.1426.
- 63) *Ibid.*, p.1429.
- 64) *Ibid.*, p.1430.
- 65) *Ibid.*, p.1432.
- 66) *Ibid.*, p.1434.
- 67) *Ibid.*
- 68) *Ibid.*, p.1434-p.1435.
- 69) *Ibid.*, p.1435-o.1436.
- 70) *Ibid.*, p.1438-p.1439.
- 71) *Ibid.*, p.1440.
- 72) *Ibid.*, p.1441.
- 73) *Ibid.*
- 74) *Ibid.*, p.1442-p.1443.
- 75) *Ibid.*, p.1443.
- 76) *Ibid.*, p.1446.
- 77) *Ibid.*
- 78) *Ibid.*, p.1447.
- 79) *Ibid.*
- 80) *Ibid.*, p.1448.
- 81) *Ibid.*, p.1455.
- 82) *Ibid.*, p.1455-p.1456.
- 83) *Ibid.*, p.1456-p.1457.
- 84) *Ibid.*, p.1457.
- 85) *Ibid.*, p.1459-p.1460.
- 86) *Ibid.*, p.1464-p.1465.
- 87) *Ibid.*, p.1465.
- 88) *Ibid.*, p.1467.
- 89) *Ibid.*
- 90) *Ibid.*
- 91) *Ibid.*, p.1470.
- 92) *Ibid.*, p.1474.
- 93) *Ibid.*, p.1475.
- 94) *Ibid.*, p.1476.
- 95) *Ibid.*, p.1477-p.1480.
- 96) *Ibid.*, p.1484.
- 97) *Ibid.*, p.1488-p.1489.
- 98) *Ibid.*, p.1489-p.1490.
- 99) *Ibid.*, p.1490.
- 100) *Ibid.*, p.1491.
- 101) *Ibid.*, p.1492.
- 102) *Ibid.*, p.1493-p.1494.
- 103) *Ibid.*, p.1495.
- 104) *Ibid.*, p.1498.
- 105) *Ibid.*
- 106) *Ibid.*, p.1499.
- 107) *Ibid.*, p.1499-p.1500.
- 108) *Ibid.*, p.1500-p.1501.
- 109) *Ibid.*, p.1501-p.1502.
- 110) *Ibid.*, p.1502-p.1503.
- 111) *Ibid.*, p.1504.
- 112) *Ibid.* p.1504-p.1505.
- 113) *Ibid.*, p.1505.
- 114) *Ibid.*, p.1506-p.1507.
- 115) *Ibid.*, p.1509.
- 116) *Ibid.*, p.1509-p.1510.
- 117) *Ibid.*, p.1512-p.1513.
- 118) *Ibid.*, p.1514-p.1515.
- 119) *Ibid.*, p.1515.
- 120) *Ibid.*, p.1516.
- 121) *Ibid.*, p.1519-p.1520.
- 122) *Ibid.*, p.1520.
- 123) *Ibid.*
- 124) *Ibid.*, p.1521.
- 125) *Ibid.*
- 126) *Ibid.*, p.1524.
- 127) *Ibid.*, p.1524-p.1525.
- 128) *Ibid.*, p.1539.
- 129) *Ibid.*, p.1545.
- 130) *Ibid.*, p.1545-p.1546.
- 131) *Ibid.*, p.1546-p.1547.
- 132) *Ibid.*, p.1549.
- 133) *Ibid.*, p.1549-p.1550.
- 134) *Ibid.*, p.1552.
- 135) *Ibid.*, p.1554.
- 136) *Ibid.*, p.1556.
- 137) *Ibid.*, p.1558-p.1559.
- 138) *Ibid.*, p.1559.
- 139) *Ibid.*, p.1565-p.1566.
- 140) *Ibid.*, p.1566.
- 141) *Ibid.*, p.1570.
- 142) *Ibid.*, p.1575.
- 143) *Ibid.*, p.1577.
- 144) *Ibid.*, p.1578.
- 145) *Ibid.*, p.1580.
- 146) *Ibid.*, p.1582-p.1583.
- 147) *Ibid.*, p.1587.
- 148) *Ibid.*

- 149) *Ibid.*, p.1588.
- 150) *Ibid.*, p.1591-p.1592.
- 151) *Ibid.*, p.1594-p.1595.
- 152) *Ibid.*, p.1600.
- 153) *Ibid.*
- 154) *Ibid.*, p.1600-p.1601.
- 155) *Ibid.*, p.1601-p.1602.
- 156) *Ibid.*, p.1607.
- 157) *Ibid.*, p.1609.
- 158) *Ibid.*, p.1610.
- 159) *Ibid.*, p.1611.
- 160) *Ibid.*, p.1612.
- 161) *Ibid.*, p.1616.
- 162) *Ibid.*, p.1617.
- 163) *Ibid.*, p.1618.
- 164) *Ibid.*, p.1620.
- 165) *Ibid.*, p.1621.
- 166) *Ibid.*
- 167) *Ibid.*, p.1631-p.1632.
- 168) *Ibid.*, p.1633-p.1634.
- 169) *Ibid.*, p.1641.
- 170) *Ibid.*, p.1647-p.1651
- 171) *Ibid.*, p.1667.
- 172) *Ibid.*, p.1668.
- 173) *Ibid.*, p.1670.
- 174) *Ibid.*

